

平成27年6月16日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成27年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成27年6月16日
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

おはようございます。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日、今回私がさせていただくのは3点。まず1点目は自転車の乗り方についてということ、それからあと一般ごみの収集について、庁舎建設の進ちょく状況について、この3点をお願いしたいと思っております。

それではまず、自転車の乗り方についてということで質問をさせていただきます。

今回のですね、道路交通法の一部改正によって今年の6月1日から施行されます、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備というのがありまして、自転車の運転に対してさらに厳しい指導が必要じゃないかというようなことが決まっております。

私がこれでちょっと心配しているのはですね、私たちの地域の子どもたち、非常に自転車での通学をされている方が昔から多い地域です。中学校も自転車通学をされる方がかなり多かったですし、それは私たちが学生のころからそういうような状況にあったんですが。

そういう、利用者が多いということで常にやっぱり注意をしていく必要があると思いますし。また、きちっとした指導をしていかないと、思わぬところで事故を起こしたり、巻き込まれたり、それから賠償責任が発生したりとかいう状況が最近多くなっておりますので、これからの教育現場でもですね、小学校、中学校のころからきちっとしたを指導していく必要があるのではないかと考えてご質問をします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは坂本議員の、自転車の乗り方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、6月1日より、自転車の危険運転に対する改正道路交通法が施行されました。信号無視や一時不停止、ブレーキの不良自転車の運転など14項目を危険行為に指定をし、3年以内に2回以上摘発をされると3時間の交通安全講習の受講が義務付けられ、受講をしない場合は5万円以下の罰金が課せられるというものでございます。

近年、悪質で危険な自転車の運転が増え、事故やトラブルが後を絶たず、昨年の自転車運転中の事故による死者は全国で540人、負傷者は11万人近くに上っております。

こうした中で、黒潮町の児童生徒への指導はどのように行っているのかとのご質問ですが、このような事故から子どもたちを守り、安全を確保していくためには、まず、小学校段階から正しい自転車の乗り方を指導す

ることが大切です。

町内の小学校では、4月から5月の間に交通安全教室を実施しております。実施の方法につきましては、中村警察署から1、2名、それから駐在所員の方が2名、交通安全指導員の方数名においていただき、高学年と低学年の2つのグループに分けて実施しております。ただし、入野小学校につきましては、児童数が多いために3つのグループに分けて実施をしているところでございます。

内容につきましては、中村警察署員によるビデオ講話と、駐在所員、交通安全指導員による、信号機を使った歩行者および自転車走行の指導を行っております。また、教職員が児童の自転車の点検、これを同時に行っております。この点検内容は、ブレーキあるいはライト、空気圧等を行っております。こうして不備があった場合には、家庭での整備をお願いしているところでございます。

これ以外の指導としましては、各学校に生活面での決まりがあります。いわゆる、何々小学校の決まりというふうなものでございますけれども。その中に、自転車の乗り方についての決まりを定めて各学級で指導を行っております。さらに、夏休みや冬休みなどの長期の休みの前には全校児童への指導を行うとともに、学校だよりなどで保護者への呼び掛けも行っております。

また、補導センター職員や、地域住民の方からの指摘や連絡等があった場合には、その都度、全校朝礼などで指導を行っているところでございます。

中学校におきましては、交通安全教室は実施しておりませんが、学級での指導や生徒指導担当、あるいは部活動顧問からの指導などを行っております。

佐賀中学校では、週1回の朝のあいさつ運動のときに、ヘルメットの着用および運転の指導、これを行っております。

また、大方中学校におきましては、生徒会の生活部でヘルメットの着用の点検や地区懇談会でのお願い、さらに保護者への啓発を学校だよりで行っております。

特に中学生につきましては、議員もおっしゃられましたけれども、自転車通学者が非常に多いため指導の徹底が必要であるというふうに考えているところでございます。

教育委員会としましては、校長会等において自転車の乗り方についての住民の皆さまの声を伝え、子どもたちへの指導の徹底を図っております。また、今回の法改正を受けての対応としましては、6月8日に実施しました定例校長会で、高知県警察本部が作成をしましたパンフレットを配布し、保護者の周知と今後の一層の指導を指示をしたところでございます。

自転車は子どものころから乗り始めることができる非常に手軽な乗り物ですが、危険な乗り物でもあるということ子どもたちに自覚をさせることが大切でございます。今後も引き続き、事故防止に向けた指導と取り組みを推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

子どもたちについての指導というのは、6月に改正があったからまあやるというわけではなくって、やはり基本的に正しい乗り方を身に付けていくというのはとても大事なことだと思います。それを学校としても、それから教育委員会としてもやっていただいているし、学校もやっていただいている。それから、地域の方々のご支援をいただきながら、また警察と一緒にやって取り組みをしているということで。そういう指導の仕方については大変結構だなと思っているんですが。

今回、この改正が行われたその背景にあるものということですよ。先ほど教育長の方からもご説明がありましたけど、この事故による死亡者、それから負傷者という部分についてなんですけれども。これがあるから、やはりこういう取り締まりが厳しくなってくるということだと思うんです。自転車というのは本当にいろんな所をまあ自由に行けるわけですし、それから、基本的には車道を通るのが基本ですよ。なかなか、道路で車道と路側帯と歩道。それからまあ歩道の中にもですね、自転車の通行区分を分離する道路とかというふうに、道路の形態というのはその市町村によってさまざまな形態が取れてはおると思うんですが、私たちの町の中では、一番大きな歩道の幅というのが2.5から3あったらすごく広い方じゃないかなと思うんですけど。

そこの中でですね、やっぱり自転車とそれから歩行者が一緒になって通行する場合、非常にその自転車が守らなければいけない歩行者に対する配慮ですね、マナーという部分なんですけれども。ここが非常に大事になってきていると思うんです。それがやっぱり守られていないので、接触の事故が起きたり、その事故を起こしたことによって賠償の責任を子どもが背負うというという事例がもうできてきていますね。当然、保護者の方にもその監督責任というのはあるということなんですけれども、その保護者の方が対応できない場合は、子どもが将来的に働くようになってからその賠償責任を負うというようなのがもう判決で非常に出てきておりますので。私が危惧（きぐ）するのは、やっぱりそういう部分に子どもたちがならないように、地域が守っていく必要がやっぱりあるのではないかなということなんです。

今までもずっとこれはあることですので、まあ今さらということがあると思うんですけども、この機会にですね、そういうところをもう一度しっかり学校関係の方からご指導いただくということが必要ではないかなと思ってるんです。

それにですね、これから新しい国道が、特にこの入野の地区は大きく交通が様変わりをしてきます。そういったときにきちっとしたマナーを身に付けていないとですね、思わぬところで事故が発生すると思うんです。今度新しくできる56号の新しい道路については、車道のほかに路側帯1.5、それから、自転車と歩行者が通行できる自歩道になると思ってるんですけども、そこには表示も出ますでしょうし、譲り合いながらやっていかなきゃいけないんですけども。基本的に、自転車は歩行者の通行を邪魔してはいけないというのが大前提ですよ。通らしてもらおうことができるというだけのもので、通りなさいというものではありませんね。ですから、自転車は歩行者が前におるときに、ベルを鳴らしてどきなさいというようなことをすることも本来は禁じられてるものです。そういうところをこれから、子どもたちがやっぱり、とても広がりますので。今、うちの歩道というのはほとんどがもう狭いので、みんながすれすれで行き交ってますから、通行するだけである程度注意を持ってると思うんですが。今度施設が充実すると、その分なかなかですね、安心してしまって気が緩むというか、そういうことが事故につながる可能性があるんじゃないかなと思ってちょっと心配をしているところですよ。

非常に道路は改善されて良くなると思うんですけども、その分はきちんと今から意識付けをしていってあげないと、思わぬことになってはいけないと思うんです。そのあたりをですね今度、まあ今から時間が少しあります。その道路が開通するということになれば、30年ぐらいをめどでしょうか、それまでにはりきちっと新しい道路の使い方というのをやっぱり指導していく必要がありはしないかというふうに思ってるんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

坂本議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の道路交通法の改正の趣旨はですね、こういった自転車運転のマナーというものが非常に悪くなってる
といったことが原因になってるというふうに思います。

全国の事故を見てみますと、自転車同士、あるいは自転車単独、そして自転車と歩行者。この関係の事故で
ですね、死亡事故が82件ございます。それから、昨年県内で発生をしました自転車に関係する事故です。これ
が499件発生をしております、この約86パーセント、これに何らかの違反。一時不停止や信号無視等の違反
があったというふうにされております。こういったことから、自転車に乗る際のマナー、こういったものが非
常に大事になってこようかと思えます。

議員がおっしゃられましたように、これからこの地域も道路が改良され、歩道が広くなり、環境も変わって
まいります。そうしたときに、当然今までとは違った自転車の乗り方、こういったものも必要になってくると
思います。歩道が広くなればですね、当然スピードも出せる、こういったことにもなります。そういうことを
踏まえて、これから、児童生徒はもちろんですけれども、保護者にもそういった啓発をしていきですね、それ
から、自転車には保険がございます。こういった保険への加入、こういったこともぜひ検討していただく。こ
ういった機会も設けたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今、教育長からありました保険ということなんですけれども。この保険についてなんですけど、私が高校の
PTAで県のPTAの副会長をさせていただいた時期があって、それがちょうど19年ごろだったと思うんですけれ
ども。そのときに、高校ですけど、全国のP連の賠償保険補償制度のご案内というのを取り組んだことがあり
ます。

それで、現在も高校の学校の中ではですね、PTAのこういった保険に加入している学校もありまして。その
ときにあったのも、やはり高校生の方が高齢の方と接触したときにその事件が起きまして、賠償責任が発生し
たと。かなり賠償金というのは高いですね。今の判例なんかいろいろちょっと見てきたときにも、高校生
や中学生、14歳から適用になりますのでね。14歳ということは中学校の2年生に当たると思うんですが、から
の適用になりますので。そうすると、その子たちがずっとその賠償を背負っていかなくちゃいけないというこ
とで、この賠償保険の加入制度というものをPTAで、まあ言ったら取り組みをしたという経緯がありました。

判例が非常に今も出てまして、民事上の責任というのが、成人と同様に加害者である子ども自身が賠償責任
も負いますということですね。もちろん小学校を卒業したばかりの中学生や高校生の場合は十分な支払い能力
がないんだけど、それはありますと。また、親が必ずしも子どもの代わりに賠償することが認められない
場合もありますけど、ほとんど親も見ていかなくちゃいけないということになりますので。

私、これからこういうことをですね、やっぱりわが地域でももう考えていかなくちゃいけないんじゃないかな
と思いましたので、今の教育長のご発言にありました、その補償についての取り組みですね。まあ本来、自
動車だったらもう自動車を買った段階で保険をみんなが入りましょうという形になっていますけれども、今は
自転車の場合は任意ですので、入る人もいれば入らない人もある。でも、もし何かあったときにはどなたも同
じようにその賠償責任が発生するということですので。少しその学校関係の皆さまにもですね、子どもたちを
守る意味からも、そういうことについての話し合いなどをしていただくことも必要じゃないかと思うんです。

いかがでしょう。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

自転車の保険につきましては、いろんな今保険がございます。月額 500 円程度です、1 億円、2 億円の補償もあるような保険もございます。そういった任意保険もございます。

それから、一つですね、赤色 TS マークという制度がございます。これはですね、自転車の整備店に勤務するその自転車整備士、これが点検整備をした安全な自転車、これに張られるシールでございます。このシールを張っておりますと、事故を起こしてしまい、例えば相手を死亡をさせたという場合などにもですね、相手に対して最大で 5,000 万円の損害賠償が支払われるという制度でございます。ただし、この有効期間は 1 年ということになっております。こういった、自転車の日ごろからの整備といったことで保険に代わる制度もあるようです。こういったこともですね、これから保護者の方にも機会を見て啓発をしていくようにしたいと思います。

できるだけ保険に入っていたりするような仕組みづくり、そういったものが必要であろうというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

では、またそのような方向です、これからの地域の交通の状況というのが大きく変わってきますので、ぜひ、これからの見据えた指導の仕方を考えていただきたいと思っています。

それから保険のこと出ましたけれども、まあ全体、皆さんで入るとかなり安くなりますし。それから地域でも自転車保険を、4 月ごろでしたかね、募集を掛けていたりしますので。使えるものはいろいろあると思いますので、そういうことを進めていくようお願いしたいと思います。

それでは、2 問目に移らせていただきます。

2 問目につきましては、一般ごみの収集についてということです。

このごみの問題につきましては、昔からいくとまあ文化的な生活になったからというところがあると思うんですけど。昔からでしたら家庭の中で、もう自分所のごみとかいうものは全部焼却したり、それから生ごみは畑に埋めて始末をしたりとかいうことができたんですけど、今はなかなかそういう状況になくなってきておまして、やっぱりその行政区の中でごみの処理をしていかなければならないような状況になりました。多分、まあ高齢化が進んできて、やはりお一人でご生活する方とかいう方が増えてきていますし、私たちの地域の中でも、ごみを持っていくのにとっても大変だという方の姿が大変多くなってまいりました。

それで現状、今、この黒潮町のごみの処理の状況というのは、各集落ごとにごみ置き場、ごみステーションというんですけどね。を構えていただいて、そこへ持っていくような形になってますが。

そのごみ置き場の個所とか収集の回数、それから収集の方法はどのように行われているかということについて質問致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは坂本議員の、一般ごみの収集についての 1 番、各集落のごみ置き場の個所数と収集回数、そして収集の方法はどのようになっているのかについてご質問にお答え致します。

まず、一般ごみとして黒潮町が収集をしておりますのは、生ごみなどの家庭ごみ、そして、ビン、缶、ペッ

トボトル、紙類の資源ごみ。そして、家庭から出された2メートル以下の粗大ごみ、それから、水銀、蛍光灯や体温計の有害ごみの、以上の4種類でございます。

次に、一般ごみのごみ置き場の個所数でございますが、家庭ごみだけの置き場として設置されておるのが、町内で43カ所でございます。

家庭ごみと資源ごみを兼ねた置き場所が、町内で218カ所でございます。

資源ごみだけの置き場所は14カ所でございます。

粗大ごみの置き場所と致しましては130カ所でございます。

そして、有害ごみの置き場所が、これが99カ所ということになっています。

ですから、生ごみなどの家庭ごみが置ける場所につきましては、先ほど申しましたように、家庭ごみだけの置き場所が43カ所と、家庭ごみと資源ごみを兼ねた置き場所が218カ所でございますので、合計261カ所でございます。

次に、各集落の状況に目を向けてみますと、一集落当たり、家庭ごみの置き場所設置個所数につきまして、町内平均約4カ所になります。

これを人口で見てもみますと、平均、家庭ごみ置き場所が一カ所当たり、利用者の皆さまは27年の3月31日現在で平均46人でございます。

世帯で見ますと、一カ所当たり平均22世帯になります。

そして、一般ごみの収集の方法でございますが、収集のごみの分け方につきましては、黒潮町のごみの分け方・出し方という、この早見表を全戸に配布させていただきまして、これに基づきまして皆さまに分別をさせていただいております。

それぞれ収集の回数は違いますが、家庭ごみの収集について特化して申し上げさせていただきますと、週に2回実施しております、月曜日と木曜日のグループ、そして火曜日と金曜日のグループに分けて、業者に委託して収集を行っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今、黒潮町の中では、一般ごみと生ごみを含んだものについては261カ所ということでしたね、合わせてやると。その261カ所を業者さんに来てもらって、みんながステーションに集めたものを業者さんに回収してもらって持って行っていただくというやり方ですね。

この利用の仕方についてですね、まあ2番にも関係するんですけども、地区の皆さんから要望とかいうことは挙がったりはしてはいませんか。この収集の仕方について、今のままでいいという意見なのか、もう少し改善してほしいとかいうような意見は挙がっていないのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

坂本議員の、住民からの要望についてでございますが、収集の回数とかにつきましては、今、要望として多くしてほしいとかいうことは挙がっておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

では、カッコ2に移りたいと思いますが。

先ほどもちょっと最初に触れましたけれども、高齢になってくるとですね。今、私はまあ車に乗れるので、自分で持って行く。まあほとんど主人が持っています、そういう状況でゴミ捨てができるんですけども。特にやっぱりこれから心配するのは、ほんとに高齢化になって、私は持っていけるのかなということをやったり心配するんです。それは周りを見ている、多分私もそうなんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども。

中にはその収集の個所がですね、私は今住んでいるのは芝ですので、芝生は1カ所なんです。1カ所ですので、西の人がどっちかという東の端にまで持ってくるような位置なんです。やっぱりステーションというのはなかなか、お宅の前とかに造るのは難しく、どちらかというと人家のない所とかいう所にある所が多いんじゃないかなと思うんです。特に山間部の方に行くと置く所結構あるんですけど、やっぱりご自宅の前とかそういうものではないので、結構そこへ行くまでに車に乗らないと持っていけないとかいう声が、私だんだん聞こえてきてるなというふうに認識したものですからこういう質問をしてるんですけれども。

気が付けば、高齢者の方が持って行ってらっしゃる方があれば、まあ軽トラなんかだったら持って行ってあげると、ポンとこう入れて持っていったりしてくれる方も地域の中にはあるんです。できたらゴミを持っていてもらえると非常に助かるなというところはあるんですけども、これ毎回毎回頼んでると、結構その頼む方にも。持って行く方はそんなにね、まあついでだから持って行ってあげよというような形で持って行ってはくれるんでしょうけれども、毎回毎回お願いするとなるとですね、なかなか。週に2回ありますので、それが1年間になると結構な回数お願いするようになるので、なかなか頼むのも頼みにくいというのが現実ではないかなというふうに思うんです。ですから、その方たちがどういうふうになればですね、ゴミ出しがやりやすくなるのかなというふうに思ってるんです。

それで、せめて個所を増やすということが一番、解消するためには一つの手だてにはなるのかなと思うんですけども、まあ抜本的な改革にはならないとは思ってますけれども。集落から、もう1カ所造るからやっってください、造らせてもらってもいいですかというような話になれば、そのことについては行政としては全く問題ないということなんでしょうかね。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

それでは坂本議員の2番目の、集落から要望があれば収集場所を増やすことが考えられるかというご質問についてお答えを致します。

ゴミ置き場の設置につきましては、設置場所の確保、そして施設の設置、それから管理のことにつきましては、各集落の方でお願いをしております。それを条件と致しまして、ゴミ置き場の設置を承認をしております。

これまでにも各集落からですね、高齢のために既存のゴミ置き場が非常に遠いということで持ち込みが困難というような要望がございまして、それで家庭ゴミ置き場の場所について増設したいという要望書が出されたことが、これまでにも幾つかございます。

町と致しましては、その要望書を真摯(しんし)に受け止めまして、増設に向けて関係機関と協議をしまして、それで増設の要望にお応えをしてきたところでございます。

そういう経過がございますので、従いまして、これからも各集落からのご要望をいただきましたら、関係機関と協議して、そして可能な限りご要望にお応えできるようにしたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

要望があったら増やしていただけるということでしたので、地区でそういう要望がまとまれば、それについては対応していただける。まあ実際ね、一集落に何か所もあるということですので、各集落が造る場合にはオーケーだということですよ。

私ちょっと心配してるのはですね、もう一つちょっと踏み込んだところで、どうしても持っていきにくいという方ですよ。やっぱりご自分が歩行が困難であったりとか、やっぱり介護が必要な場合。それから、先日も町長のご発言の中にありましたですけども、これからは自宅介護とかですね。まあベッド数が減らされることによって、ほんで地元でいろんな介護や支援を受けなければならない方が増えてくるんじゃないかというようなこともありましたんですけども。そうなったときなんかも想定したとしても、少しそのステーションだけで対応できるのかなというのも少し心配はしてるんです。

少し業者の方と話をしたんですけども、もし何らかの方法で戸別集荷をしなければいけないようになったらですね、それはまあ委託先が黒潮町ですので、黒潮町の方の対応によっては、業者としての対応というのはまた考えていかなきゃいけないんじゃないかというようなこともお話しになってたりして、とても前向きには検討してくださってるんですけども。個所が誰でもかれでもね、私も私もいうことになりますと、なかなかこれは対応できにくいことにはなると思うんですけども。少し、その人の条件というのを勘案しながら、新たな体制というのも少し考えていかなければならないんじゃないかと思ってるんですが。できたら今のステーション方式、非常に先進的でいい取り組みだと思うんです。やはりね、家の前にごみを出して、回収車でずうっと回収してくれるというやり方をやってる所もありますけれども、自分たちのごみは自分たちで持って行って、きちっとした場所で管理する。カラスにつつかれたら汚れるし、それから汚れたら洗わなきゃいけないしというようなことで、各地区でかなり管理をしてくださってますんでお骨折りもいただてるんですけども、そういうことと。

それからもう一点は、その管理にも関係するんですけども、町内の地域外にそのごみを出される方が中にはあったりして、ちょっと地区で問題になったりすることがあるんですけども。そこらへんの枠組みというものですよね。それを少し勘案すると、地域で増設しなくても近い所に捨てるような状況が出てくるんじゃないかなと思うんですが。

そこらへんも併せて、今後少し検討を進めていただけたらと思ってるんですが、どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

坂本議員の、介護を必要とする方や高齢のためにごみの出し方が、出すのが困難という方についての対応について、戸別対応の部分はいかがなものかということの部分と。そして、ごみ収集の地区割りといいますかエリアについての考え方ということについてでございますが。

まず、1 点目の戸別の対応につきましてはですね、これから非常にその件数が多くなってくだろうということは想定されます。それにつきまして、委託の契約の部分ではですね、そういうところを想定しております

るので、可能なかどうか、これからまた検討を進めて対応策を考えてまいりたいというふうに思っておりますので。

もう1点のですね、集落ごとの部分での、エリアからその地区外の方も出すことが可能な部分があるんじゃないかということにつきましてですけども。基本にごみステーションの設置につきましては、各集落が管理をして行っておるということですので、町の方から、地区外の方がこちらに持ってきてもいいよということについてはですね、なかなか言いにくいところがございます。そこにつきましてはまだ今後の検討課題としてですね、宿題として置かせていただけないでしょうか。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

2つの宿題をお出ししておりますので、また次回に、ご検討いただいた結果をご報告いただけたらと思います。

それでは3問目の、庁舎建設の進捗状況についてということでお伺い致します。

カッコ1の、当初のスケジュールはどのようなものであったかということなんですが、ちょっとあやふやな表現になってますけれども。庁舎がこの位置からあの位置にいったかということはもちろん、既に結構です。もう庁舎が建つ、スクン谷に変わってですね、本格的に庁舎が建設されるという段階からのスケジュールということでお伺いしたいと思います。

それから、前回議会の報告の中でですね、全員協議会で頂きました、黒潮庁舎の全体工程表というのを頂きました。この工程表が今一番新しいものだと思うんですが、これって当初計画してたのと、ちょっとずれ込みというのがあるんじゃないかなと思うんですが、この表で言うとどれくらいずれ込んでくるのかなというのをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の3番のカッコ1、庁舎建設のスケジュールについてのご質問についてお答えを致します。

庁舎建設につきましては、平成26年2月3日付で、都市計画事業スクン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定を行いました。平成26年5月30日付で、高知県知事より都市計画事業の認可を受けたところでございます。

その後のスケジュールと致しましては、当初の計画どおり、平成26年度に造成の詳細設計ならびに地質調査業務を行い、指名型プロポーザル方式にて、庁舎建設基本設計および実施設計委託業務を発注を致しました。

用地買収につきましても、税務署協議を経た後に、地権者との用地交渉に入っております。

現在、黒潮町庁舎建設庁内検討委員会を設置を致しまして、策定済みの庁舎建設基本計画や町民アンケート、調査等のご意見を基に、コンパクトで利便性の高めた窓口機能、防災拠点施設としての機能などを備えた基本設計を作成中で、新庁舎の実設計ならびに積算については今年度中に仕上げたいと考えております。

また、本年度は庁舎用地の造成工事に着手を致しまして、平成28年度には新庁舎の建設に取り掛かる予定でございます。

なお、新庁舎の完成につきましては平成29年11月ごろを予定をしております、平成30年3月末までには

この現庁舎の解体を行う予定となっております。

それから、全体工程表の表のずれがあったのかというご質問でございますけど。先ほど申し上げましたように、庁舎設計を指名型プロポーザルにしたことによって多少事務手続きに時間を要しました。その点で設計の方が若干遅れているようですが、それについては何とかこの年度内に仕上げて、最終工程には間に合うようにしたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

庁舎の建設についてはですね、どうしても国道 56 号との関連というのが避けては通れないものだと思うんです。

それでやっぱり、今、この入野地区の進ちょく状況を見ますと、移転してくださる所がだんだん、本当にご苦労されて大変な思いをされたことと思うんですが、移転していただいた方々のお宅の跡なんかはすごく見えますし。それから、新しい場所でお商売を始められた方なんかもだんだん見えてきてまして、一通り進んでいるなということは見えてきているんですけども。やはり最終的に、その皆さんがご同意いただけないと。道路にしてもそうですし、それから庁舎の建設にしてもそうですし、最終的には 100 パーセントのご同意がないと、やっぱり事業は完了できないとしたものですので、なかなかこれが大変なところではないかなと思います。

非常にこの事業は両方の事業が関連しておりますので、どちらかができないと。まあ道路ができなければ、庁舎の道路の造成工事もなかなかできませんでしょうし、それから造成工事が遅れば、庁舎の建設も必然的に遅れてくるということになりますので、非常に今のこのスケジュールを見させていただくと、もう待ったなしかなというように状況に見えるんですが、もうこれ以上伸ばすということとはとてもできないし、それからいろいろな、補償金の問題だとかいろんな問題が、やっぱりもうこれ以上は伸ばすことができない段階にきているのではないかなと思って心配をしているんですけども。

今の現状がですね、このスケジュールを。全体的には、流れとしてはもうあまりずれはないということですので、これ以上ずれていかないようにやっば努力していただく必要があると思うんですけども。

このあたりは大丈夫でしょうか。ずれはございませんでしょうか、これ以上は。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、坂本議員の再質問にお答えを致します。

全体工程につきましては、過日もご説明しましたように、非常にタイトなスケジュールとなってまいりました。しかしながら、議員も先ほどおっしゃられたように大方改良事業との密接な関連もございますので、先ほども申し上げましたように、平成 30 年 3 月にはこの庁舎を取り壊すという予定で努力をしていきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

まあ、30 年に取り壊すと言っていただけるのは非常にいいことなんですけれども、大体往々にして公共事業というのは、総論は賛成であって各論反対というのがもう付いたものです。それは私も重々、この何年間で身に染みて経験をしていることなので。本当にこう、ご迷惑を掛ける方にとってはほんとに迷惑な事業でありま

しょうし、ですが町としては大切な事業ですので、どうしてもご無理を申し上げなければならないということがあります。

で、今、もう待ったなしのタイトなスケジュールだということがありました。こうなるとですね、住民の方々にほんとうにご協力いただけない場合はですね、やっぱり強制執行というのもひよっとしたらあるのかしらと思って、私は心配をしています。

昨日もありましたね。大切な土地をやっぱり分けていただくわけですから、ほんとうにその住民の皆さんに迷惑の掛からないような形でこの工事が、道路もそうですし、庁舎もそうです。本当に大切な財産をご提供いただけるわけですので、絶対不利益にならないような形で建設工事が進んでいってもらいたいというふうに私は思っているんですが、なかなかですね専門的な部分というのは、私たちにはあんまり分からないところがあります。

それで、またいろんな用地やおうちを提供していただける方々がですね、本当にその行政的な強制手段というのがどういうものなのかということが分からないんじゃないかなというふうに思うんです。私もね、はっきり、これはこうだこうだというふうなところまで説明できるほど知識がないので。

あつてはならないことだと思っていますが、もしこういうことになったときにはどうなるかということをお教えいただきたいんですが。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは坂本議員の再質問にお答え致します。

議員からは強制執行というご質問でしたが、土地収用法の関係だと思しますので、その旨説明を致します。

町と致しましては、庁舎建設、大方改良も一緒にございますけど、今後も地権者の方々にご理解、ご協力をいただけますよう用地交渉を行ってまいります。議員からのご質問でございますので土地収用法についてご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、土地収用制度の根拠法についてご説明を申し上げます。

これは公共事業のために土地等が必要となったときにですね、国、県、市町村などが公共事業を行うものですが、通常、都市所有者等との話し合いによって契約を交わし、その土地等の取得や使用を致します。しかし、その話し合いがまとまらないときや所有権争い等があったりとか、また、土地所有者等が分からないなど、話し合いによることができない事情があるときにですね、公共事業を行う者としましては土地収用法に基づいて、その土地の収用や使用を図ることとなります。

このことにつきましては、日本国憲法の第29条第3項に基づきましてこういうふうにご書いております。私有財産制を保障する一方で、公共の利益のためには正当な補償をすることにより、私有財産の取得や使用ができることを定めております。土地収用法はこの日本国憲法の定めに基づきまして、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用や使用に関しまして、その要件、手続き、効果やこれに伴う損失の補償等について定めている法律でございます。

また、この土地収用等に関しまして必要な手続きを申し上げますと、公共事業を行う者がですね、土地収用法に基づいて土地等の収用や使用をする場合、その公共事業については国土交通大臣または知事による事業の認定を受けた上で、その土地等が所在する都道府県の収用委員会による収用や使用の採決を得る必要があります。

事業の認定においては、次のような公益的な事項が判断されます。

1つ目には、その事業の計画が、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものなのかどうか。

また2つ目に、その事業が土地の収用や使用をする公益上の必要があるものかどうか。いうことでございます。

なお、都市計画事業については、都市計画法による都市計画事業の認可や承認が事業の認定の代わりとなります。従いまして、この庁舎建設事業につきましては都市計画事業として事業認可を取得しておりますので、収用の適格事業となります。

収用委員会におきましては、採決申請に対して公正、中立の場で、必要な審理。審理いたしますのは、調査とか鑑定とかしますけど、そういうもの。また、調査を実施した上で却下する場合を除いて、収用使用の最終的に採決を致します。

流れるにはこういう形になります。

町としましても、この土地の収用については、地権者の方々にとりましては大切な財産でございます。引き続き、同意の下で任意契約により用地買収ができますよう、誠意を持って全力でこれからも交渉に当たってまいりますと考えております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、収用法のご説明がありました。現在進められているのは、ほとんど収用に基ついて国とか地方自治体が地権者の皆さんにご相談をしてですね、同意の下での任意契約によるもので、土地の買収や家屋の補償等をしていくという状況にあるということですね。まだそういう厳しい状況にはなっていないし。

この収用法の場合はですね、やはり地権者の皆さんに、財産にご迷惑を掛からないようにということで、税の優遇措置ございますね。そのあたりについてのご説明ができますでしょうか。

例えば、譲渡所得のことであるとかですね、代替の場合はどうなるとかでございますね。そのあたりについて、もう少し説明を付け加えていただきたいと思うんですが。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは坂本議員の再質問にお答え致します。

税の控除等でございますけど、この事業に適格しますと、租税特別措置法に基づきまして5,000万円までの控除がございます。土地、補償費用含めてでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

この税的控除がですね、土地収用法によって強制収用という形になった場合はどうなりますか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

再質問にお答えを致します。

最終的にこの収用になった場合、それで土地買収した場合は、その所得税として20パーセントの税が掛かる

ようになるかと思えます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

収用を適用して用地の交渉をさせていただいて、買収して、任意契約によって買収が行われた場合は、やはりご協力いただいた地権者の方にご迷惑を掛けないというところから、譲渡所得の5,000万円の特別控除と代替資産の所得というところでの控除が受けられるというのがメリットがあるということで、今、町は都市計画打ってですね、そういうふうな形で。要は、地権者の、協力してくださる皆さんの資産、財産にですよご迷惑を掛けないという形で、この手法を取っていらっしゃるんですよ。

で、もしこれが本当に何らかの、ほんとに条件が合わなくて、この土地収用法が施行されてですね強制収用などになった場合は、ほんとに私は心配するのはですね、先ほどもおっしゃったように、その対価が地権者に、まあ対価としては支払われる。言うたら、買収したものに対しての補償金は払われる。でも、その補償金が入った方が所得として換算されて、そこに無税だったものが税金が掛けられて。そうするとその対象になった方は、所得が上がるわけですからほかの税金も何もかも上がってきて、非常に大変な状況になるということになりますよね。

私は本当にぜひですね、道路もそうですが、道路も17年、8年かかっています。非常に長い間かかっていますので、これ以上遅らせていくということについてはもう地域にとっても非常に大変なことになりますし、これ以上遅れていくことで交通事故が増えたりですとかね、やっぱりこの渋滞が起こったりとかそういうことがありますので、期間はもう本当になくなってきたんだというふうに感じていますし。それから、せっかくつけてもらってる予算が執行できないということになるとですね、また難しいことがあります。こういうことはほんとに地域の皆さんにお願いして、ご協力をいただくしか先に進む道はないと思いますので、ほんとにお一人でも不利益にならないようにやっていただきたいと思ってるんです。

それで、庁舎についてもそうです。庁舎も本当に、津波もあるし心配されること、地域の中で不安がたくさんある。その不安の中で地域の人たちがよりどころとするには、やっぱり高台に造って、これからのまちづくりをそれを中心に考えていこうというふうな大きな目的のある庁舎ですので、この建設についても遅れるということは、庁舎の建設が遅れば移転が遅れる。ということになると今度、道路の建設も遅れるということで、ほんとに地域にとってはダブルのデメリットが発生するわけですので、このデメリットもやっぱり回避していかなければならない。これはもうほんとに地権者の皆さん、地域の皆さんにおすがりするしかないし、お願いするしかない。そうなりますと、絶対あってはならないのは、こういうふうにせっかく譲渡所得の特別控除が受けられる方、それから代替地として土地を求める方。この方にせっかくそうしてやれるものをですよ、やれなくならないように、絶対守っていただきたいと思ってるんです。

そのあたりを肝に銘じて、まあ分かっているとと思いますが、これらの事業に取り組んでいただきたいと思ってるんですがいかがでしょうか。そのあたりをもう一度、ご決意いただけたらと思うんですが。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは坂本議員の再質問にお答えを致します。

坂本議員が言われましたようなことは十分留意を致しまして、引き続き同意の下で、任意契約により用地買収ができますよう、誠意を持って全力でこれからも頑張ってまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、スケジュールの所で1 番の回答がありましたので、2 番については取り下げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

おはようございます。

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回の通告書はですね、行数で言うと2 行という、非常に少ない一般質問になりましたが。

これは去る3 月の定例会に関連した一般質問を致しましたので、再度の質問の内容いいいますか、重なる所が多いと思います。また昨日も、冒頭の藤本議員の一般質問の中でも、このふるさと納税について質問がありまして藤本議員の質問に重なる所もありますが、同じ内容の質問が出るかとは思いますが、そのへんはご了承ください。

去る3 月の定例会のときはですね、ちょっと産業振興について、第三セクターの缶詰工場において特産品の開発および販売に取り組まれているがということで、その販売の所にですね、ちょっと拡大解釈をしたような形でふるさと納税の質問をさせていただきました。ちょっと横道へそれ過ぎたかなというような気もしまして、反省しておりますが。そういった状況にあったにもかかわらず、執行部側からは丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。

では冒頭ですね、通告書に基づきました答弁をまずいただきたいと思います。通告書は、ふるさと納税についてということで1 問だけ挙げてます。

当町のふるさと納税への取り組み状況と今後の展望を問うとしております。

非常に大ざっぱな設問でございますが、まず答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮川議員の一般質問、ふるさと納税について、通告書に基づきましてお答えを致します。

現在、黒潮町ではふるさと納税に関する事務を、黒潮町ふるさと寄附金取扱要綱により事務処理を行なっております。

予算面では、一般会計予算で総務費寄附金の収入事務ということで、総務課財務係での収入事務を執り行なっております。また返礼品につきましては、NPO 砂浜美術館に依頼して、これも取扱要綱に沿って事務処理がなされているのが現状でございます。

しかし、このふるさと寄附金に係る税制など諸制度が本年4 月1 日より変更され、さらに利用しやすくなったことも受けまして、今後はさらに利用者も増えるのではないかと期待をしているところでございます。が、これも日本全国の住民の皆さんを対象にして、全国各自治体での争奪戦と言っても過言ではない性格を有してございます。

こうした中にも、黒潮町を真に愛していただいで、開始当初から継続してご寄付をしてくださる方もございますように、こうした方々への感謝の気持ちも含めて、今後は、まち・ひと・しごと創生の総合戦略の中で、例えば、地域における安定した雇用を創出するという基本目標の中で、地産外商戦略として位置付けるのなら、役場の担当部署についても再考し、この取り組みが町内の産業振興に資するよう、直接、地域の生産者の生活に直結するような体制を整えることが寛容となりましょうが、そうするにはどのような事業が必要になるか、あるいはどのような部署でどのようなシステムにするのかといった議論も必要となってまいりまして、地域の産官学金労言からなる組織の皆さんのアイデアと知恵を拝借し、黒潮町独自のふるさと納税制度を作っていたくことになろうかと思えます。

現在、役場内では、まち・ひと・しごと創生の基本目標の達成に必要な各種事業の抽出を行なっているところがございます、全体的な計画は、本年10月をめどに策定し、平成28年度からの実行に移していくことと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今、この制度への認識の説明もあったかと思いますが。

町の産業振興、まあ需要の拡大いいですか。需要が拡大すれば仕事が増えるわけでございます、仕事が増えるということは、取りも直さず雇用の増大ということで。この制度が産業の振興にとってすごい使い勝手の良いといいですか、いい制度であるという認識だったと思いますが、そこを少し確認させていただきたいと思えます。

と申しますのは、前回の3月のときの一般質問の折に、町長の答弁の中に、この納税の仕組み自体が当町にとって有益なのかどうかというような発言がありまして、有益であるならば、いろんな事業をやっている当町の中でのプライオリティー付けいか順位付けをしていかなければならないという言葉があったわけですが。若干、今言われたことと認識に差があるような気がしまして。

全体的な3月のときの印象も積極的に取り組んでいくというふうな、全体的な印象でありましたけども。そういうことがありまして、少し確認が必要かなというふうに思いましたので、その点、まず確認をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

この制度そのものに対する自分の考えを少し述べさせていただきたいと思えます。

税の仕組みとしてはですね、僕はあまり諸手を挙げて賛成という認識は持ってございません。ただし環境設定がされましたので、さらにまた4月1日からその環境が拡充されたということで、もう割り切ってですね、マーケットとしてとらえて踏み込んでいくべきところだと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁で言いますと、今年の4月に制度改正があってというお話でございましたけども。この制度は平成20年度に始まったかとは思いますが。

ちょっと前後しますが、私が3月議会で取り上げたときも、こういったきちとした質問ありますか通告書をよう書かずに、最後の、その通告書に基づいてちょっと検討してる中で、まあいろいろそういう横道に自分なりにそれていったというような感じで、4年間何をやっていたかなというふうに自分なりに反省したところがありまして。議員サイドとして、こういう質問ありますか取り組みがなされていけば、もう少しこういったことに町全体として取り組みが早まったんじゃないかなという反省もあってですね、こういう今回の質問の理由もあるがですけども。

これまで、現状のホームページを見ても、取り組んでいるというその内容ですね。取り組んでないということではないとは思いますが、取り組んでる内容が乏しいというふうに、ホームページを見ても思うわけですが。

町長は3月の定例会でも、取り組みが遅れているという発言もありました。ちょっと、どういうことを言われているのかなというふうに私は思って、再度そのあたりを聞きたいのですが。厳しい言葉で言えば、取り掛かってなかったのか。そういった遅れてる内容ですね。それで、あと理由的なもんがあるのであれば教えていただきたい。

そして、それから3カ月たったわけですが、その間の取り組み。これは先ほど申しました、藤本議員が同様の質問をされているわけですが。これについてちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答え致します。

このふるさと納税だけではなくて、新しい事業を推進していくその可否の判断ですね。それを一番大きく左右しているのは、今のうちの組織からするとマンパワーです。正直申し上げまして。これが一つ、遅れている大きな要因であろうかと思えます。遅れているというのが総体的な評価ですのでどこと比べてということではないんですけども、狙いにいくとしたら、もう少し進める必要があると思っております。

その中でも、先ほどの答弁でも申し上げましたように、税制として僕はほんとにあまり好ましくない形だと思っております。しかしながら、しっかりとした販路開拓とかマーケットがご用意されたわけですから、それは町内の事業所に及ぼす経済効果というのは比較的高いものが狙えると思っております。よって、マーケットと評価してしっかりと獲得に動くという作業を進めていきたいと思っております。

これまでも、繰り返しになりますけれども、地方創生の総合戦略の中でこの仕組みづくりを考えたいと思っております。単純に人を配置して、事業所さんと協力してということであると、効率的な仕組みになるのかどうなのかちょっと自信がないので、例えばどこかでシステム化を図ってですね、その仕組みの簡素化を図ったり、こういったことの作業が必要であろうかと思っておりますので。また、そういった専門家の方にも知識を頂きながら、具体的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

3月議会以降、これまでの3カ月でございますけれども、そもそもこの地方創生の総合戦略で練り直すという判断で指示を出しておりましたので、具体的に何かが進んだということになってないということでございます。

しかしながら、昨日、藤本議員からご指摘いただきまして、新しいことに今からすぐ、直ちに取り掛からなくても、今やってることのご紹介をもう少し充実したものにするというのがですね、全くご指摘のとおりであ

りまして。できることからひとつ進めてまいりたいと思いますが、全体を進めるにはもう少し時間を要するといったことをご理解いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今、ご答弁いただきましたが。

何言いますか、前回3月の答弁だけでなくも全体的な話をしますとですね、全体を広めるがはちょっと取り消します。3月の私の質問に対する答弁でいいんですが。すごい、言葉がですね、何言いますか整っているのかどうかはちょっと分かりませんが、何か納得をさせられるような言葉が並ぶのですけども。

例えば、その今できることをこれからやっていくという答弁があったんですが。その問いは、まるっきり同じことを私、3月にやったと記憶しているんですが、今できることを何でしないのかという質問をしたように覚えてるんですが。今の町長の答弁からすると、何らかの進展、行動があってもいいんじゃないかなというふうに感じます。

それとですね、今、マンパワーが不足という話もありましたけども、これはここ数年にわたってそういう言葉がよく出てきますが。こと3月、先の私の質問に対する言葉の中で、その忙しいということを理由にはしないという意味のことを言われてると思うんですが。そこのあたりをそのときそのときでちょっと、思いいいますか、その考え方が違うようでも困るのですが。

そこのあたり、ちょっと確認させてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し整理をさせていただければと思っております。

先ほど申し上げましたマンパワーは、事業の可否ですね。いわゆる、進むのか進まないのか。進まないというのは後ろに下がるわけではなくて、現状維持なのか、それとも進むのか。の判断をするときに、マンパワーですね。組織内でどんだけの動ける自分たちの許容範囲が残っているのかということ判断しながら進むということなんです。

で、さまざまな事業を行う上において、例えば、これもずっと事業畑には指示を出してる場所なんですけれども、ほんとに忙しいんです、事業畑。その中で、例えばこれまで3回行なっていた地権者交渉が2回に減ったりとか、あるいは説明の機会が減ったりとかいうことで、住民の皆さまに不安を与えたり混乱を与えたり、あるいは、最終的にはご迷惑を与えたり。こういったことがないように、つまり忙しいからといって手抜きをするのではなくて、さまざまな事業を行う上において、その忙しさは理由になりませんということ言っているわけです。少しそのへんをご整理いただいた方がよろしいかと思っております。

それから、先ほども申し上げましたが、少し答弁不足があったかも知れませんが。大きな流れ、この黒潮町のふるさと納税の仕組みですね。この大きな流れは、総合戦略の中でまとめたと思っております。その大きな流れを具現化するには少し時間を要するといったことです。しかしながらそれまでの間に、昨日、藤本議員からご指摘いただいたようなことでいいことですね、そういったことをやってまいります。

そして、3月議会でその旨の答弁をして、6月議会までの間に物事が動いてない理由はということですけども。それも先ほど少し触れましたが、大きな流れの枠組みをつくらうと思っていたので、現在できるであろう事柄について指示ができていなかったということだと、自分は思っています。そこは深く反省をしながら、で

きることをやらせていただきながら、他方では、大きな枠組みをつくる流れもつくっていきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうも。

その前に質問した、その遅れた。前に質問したのは、3 月に町長が取り組みが遅れているということを使った。遅れてるのは何か。何が遅れているのかというかと、その時点で遅れている理由ですよね。その時点で遅れている理由はどういうふうに考えているかというて問うたつもりやったのですが。それ以後の遅れている理由を問うたのではないのですが。

再度、確認させてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

遅れているということ、すいません、後でちょっと議事録読み直してみても、自分の発言に誤りがなかったかを少し整理をさせていただきたいと思いますが。

恐らく他市町に比べて、他市町の先進的な取り組みに比較して遅れているというような趣旨で発言をしたのではないかと記憶しております。そう考えますと、数字的に経済効果が飛躍的に出ている市町村もありますので、そちらと比べると相対的に遅れているという評価は正しいと思いますし、そういう趣旨の発言だったのかと思います。

ただ、そこを目指す、もちろん先進事例として学ぶことはたくさんあるかと思いますが、うちがふるさと納税の仕組みをしっかりとつくっていく、マーケットとして獲得ができて利用いただける方、つまり寄付金を頂ける方にご満足度がどれだけ高いのかという仕組みをしっかりとつくった上で、先ほど申し上げましたようなさまざまなシステム化等々による作業の簡素化が図れないかという、全体の枠組みをこれからつくっていきたいと思うので。そう考えると、現時点でスタートが切れていないだけで、どこかと比べて遅れているという認識ではないということです。

ただし、先般ご質問いただいたときのその先進地と比べて遅れているというのは、単純な相対的な評価でございまして、うちがふるさと納税をかちと取りにいってという意思決定がされていない段階の話ですので、それは単純に先進事例と比べて遅れているという評価の発言でございます。

これでよろしいです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

その遅れている理由というのが、まあ事業いいますか施策として取り組んでなかったというように聞こえましたが。もしそれで違うのであれば、後でまたお答えください。

先ほどの答弁の中に、今年の4月1日付ですかね、納税の仕組みが変わったという話がありましたが、これは何か、ホームページなりで周知はされとるんですかね。それが1点と。

また、ちょっと話が、今の質問とちょっと異なるかもしれませんが。総合的に考えていくという話でございしますが、これに限ったことではないですが、人材ですよ。人材。こと、このふるさと納税、まあ職員が対応するんじゃないかと思うんですが、その人材をどういうふうに確保するか。

その2点についてちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

制度改正につきましては、所得税、住民税の対象となっている寄付金控除の上限、今までの所得割の約10パーセントというふうになっておりましたが、これが20パーセントと。約2倍になるということ。ワンストップ特例といいまして、確定申告等が必要なくなるというふうな制度の改正につきましてはです。それはホームページ等で、仕方の部分で載っております。

そして、11月1日に住民票を置いておる所の所得割とか個人になりますので、そこでお聞きしてくださいというふうなことでお知らせをしているところでございます。

そして、人材確保につきましてはですけども。一応今からの業務量等はですね、余剰人員をつくるためにはいろいろ、課の統合とかそういうことを進めていくようなことになろうかと思えます。そして、藤本議員からのご指摘もあったように、サイトを使ってですね、そこに特産品を載せて、そこから特産品の売り出しをします。そこには委託とかそういうふうな形態も考えられるというふうに思いますので、人材とまた委託とか、そういう両面も検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今から検討をされるということですが。

高知県内にも、昨日の一般質問でもありましたが、奈半利町をはじめ、伊野町とか越知町ですかね。それから、市で言えば室戸市なんか、先進自治体として名を挙げているわけですが。

前3月定例会での答弁の中で、町長は奈半利町の仕組みについてかなりいい仕組みづくりをしているというふうな評価をされとったがですが。その仕組みの中で当町に、まねをすると言ったらあれですが、まあ学ぶところが、感じるころがあればちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

奈半利だけではなくてですね、経済効果を上げてる所の仕組みというのは、残念ながらですけども、残念ながら商品が豪華な所。こういうことです。この理由があって、自分は税制としてどうなのかという疑問を持っているという、自分の考え方なんですけれども。

それから、もう一つの成功。自分が目指さなければならない成功モデルというのは、やはりご利用いただく方、いわゆる寄付をされる方に共感をいただける仕組みづくり。これが絶対必要だと思っております。つまり、豪華な商品をどんと用意させていただいてですね、で、ご寄付を頂くと。単純に町内への経済効果は出るでしょうけれども、本来の趣旨を考えたときには、やはり黒潮町に対する、外に出られておられる方であれば郷土愛であったりとか、あるいは黒潮町が取り組んでいることに対する共感であったりとか、そういったシンパシーが感じていただけるような方のご寄付を積極的に募っていくと。こういった仕組みにしないと、多分長続きがしないのかなと。つまり、マーケットで物が送れると安売り合戦になるとおんなじように、この仕組みが全

国で、全体として非常に競争心を持って取り組んでどこに行き着くのかということ、結局、商品の豪華合戦になってしまうと。それを危惧（きぐ）して、総務省から通達が来てるわけですがけれども。そういったことになったときにもですね、しっかりとうちのふるさと納税の仕組みが残っていける。そのためにはしっかりと共感を得られるような、そういった仕組みをつくっていかねばならないと思っております。

奈半利が決して商品だけでご寄付を頂いているつもりは全くございません。どこかにやっぱり一生懸命頑張ってる市町村を応援したいという共感が得られるような、そういう仕組みを持っていると思いますので、うちも当然のことながらそういうところにゴールを設定したいと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうも。

前回の答弁の中に、かなり詳しい情報をつかんでいるのではないかなというふうに、その答弁の中で私が感じたのでちょっと聞いてみましたけども、具体的な、細かいところまではまだ見ていないと。踏み込んでないというふうな感じに受けました。

あとですね、町長の考えの一つ、そのいろんな施策を打つに当たって、数値が入った具体的な計画を立てていくということが、その施策を立てる中で気を付けていかれるという話だったと思うのですが。

今後のその展開で、そういった数値的なことを絡めた説明をしていただければと思えますが。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それは、これからになります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まあ、やってみないと計画が分からないという意味だと感じ。

（議場から何事か発言あり）

違いますかね。じゃあすいません、勘違いだそうで。

ちょっと別の言葉で。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申しあげましたように、ふるさと納税の仕組み全体を総合戦略の中でまとめたいと思っております。

ただし、これ税制でありますし、重要業績評価指数を使うことが適切なのかどうなのかというのは少し自分も疑問があるところではありますけれども、その総合戦略の中で KPI 設定をしなければならない項目として抽出した場合には、そこで目標値が設定されるということになります。ご理解いただけるでしょうか。

これからの大きな枠組みをつくる過程の中で数字目標の設定が出てくるということでありまして、なのでこれからの協議いかんによって、その数字がどのレベルになるのかということが決定されていくということでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

質問の仕方が悪いのですが、冒頭の答弁の中で、まあ4月1日から制度が変わったこともあって取り組んでいくという。その言葉を受けてですね、今後、大まかに言って、例えば何年後のというふうな話には結び付かんのかなというふうに思ったわけですが。一つは、できることはやるという答弁もありましたし。それを含めて、じゃあちょっと質問の仕方を変えて、どういうふうな形。例えばホームページ上のことで言いますと、どういうふうな形を目指すか。

ちょっと教えてください。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

うちのふるさと納税がどういう仕組みになるかというお話の中で、部分的にそのホームページがどうなるかということですか。それを総合戦略の中でお話をいただくということですか。

すいません、ちょっと意思確認が少し不足しているのかなと思いますが。

やるならですね、しっかりとしたものやらないかんと思っています。なので、やらないなら現状維持で。やるという判断をして総合戦略の中で組むということですので、その中でしっかりとしたお話し合いをいただいて、より良い仕組みをつくっていくと。その中で、当然のことながらホームページのことも話し合われるでしょうし。あるいは、先般ご紹介いただきました、さまざまな外部サイトのご協議もいただけるでしょうし。あるいは、それにとどまらず、さまざまな集中方法のこともあるでしょうし。そういったことを総合戦略の中でまとめていくということですけど。

よろしいですか。ご理解いただけただけでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

そうですね、まあ今からこうしていくという話なんで、それで納得せざるを得ないのかなというあれなですが。

その、今できることをやるということがあったのですが、その部分は具体的にいくとどういうことに当たるがですかね。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

すいません、全く重複をする答弁になります。

先般ご指摘いただいた内容をしっかりと精査させていただいて対応する。あるいは、ホームページの中ももう少し見やすいものにできるのであれば、それも対応してまいります。そういったことを積み重ねながら、片方では大きな流れをつくっていくと。こういったことになります。

よって、ここで現実的にできる対応が、例えばすべてを羅列しなさいと言われてもですね、現在のところそういう情報を持ち合わせておりませんので。しっかりと精査をさせていただきながら、大きな流れと整合性が取れる分野について、しっかりとできるところから対応していくと。それでまあ、全体の仕組みづくりの完成を待ちたいと思っています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

はい、どうも。

まあ、3 月でも積極的に取り組むというようなお言葉もありましたし、まあ、それを現段階では信じて、ちよっと見ていくというようなことしかできないのかなというふうに今感じておりますが。

これ以上言ってもちょっと繰り返しになるような気がしますので、一般質問を終わります。どうも。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10 時 55 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 40 分

再 開 10 時 55 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回は2点質問を出しておりますが、議長、午前中に終わればいいんですけど、もし終わらなければ1問目で区切ってください。

最初に、健康づくりについて質問致します。

健康づくりは幸せづくりという標語を軸に、健康づくり婦人会では健康についての取り組みを行っています。大きなイベントとしては、毎年行っています黒潮町健康づくり大会があります。主催は、健康づくり婦人会と社会福祉協議会、日赤奉仕団で、町や老人クラブ、健康づくり推進協議会の後援を得て、ふるさと総合センターで毎年250人ぐらいの方が参加する大きな大会を行っています。そのときには、町長、議長にはお忙しいところ、来賓としてお越しくださいますありがとうございます。

健康づくり婦人会としての取り組みを参考にしながら、町としての取り組みの現状や課題などについてお伺いします。

ご存じのとおり、日本は世界でも有数の長寿国で、日本人の平均寿命は世界でもトップクラスです。長生きは大変ありがたいことですが、その一方で、急速な高齢化とともに健康を失い、社会生活や日常生活に制限を受ける人も多くなることが予想されます。健康で日常生活が制限されることなく生活できることを健康寿命といいます。大事なことは、平均寿命と健康寿命との差を縮めていくことです。

平成22年で少し前の資料になりますが、平均寿命と健康寿命の差は、男性では9.13年、女性は12.68年です。男女とも10年近くが、寝たきりなど不健康な期間を過ごしていると、そういう数字が出ております。せっかく長生きをしてもはつらつとして生きるためには、しっかりと病気を予防し、健康を守り、健康寿命を延ばすことが大事です。

県は平成22年に日本一の健康長寿県構想を策定して、保健、医療、福祉の3つの柱で具体的な政策を立てているとあります。健康づくりはあらゆる角度から見っていく必要があるんですが、私は今回、その中から主に2点に絞って質問をすることにしました。

まず最初に、平均寿命と健康寿命の差を縮めるために、縮めることが重要だと思いますのでそのことを考え

て、まず生活習慣病に関することについて質問していきます。

誰もが住み慣れた地域で、最後まで健康で住み続けられることを願っておりますが、健康は一日にして成りません。毎日の積み重ね、心掛けが基本です。健康に気を付けることは、病気予防であり介護予防ですので、医療費等の削減へと結び付いていきます。健康づくりは、先ほども言いましたけど県も予算を組んで取り組んでいますので、町としてもそれに応じてさまざまな取り組みを行っていると思いますが、何といたっても病気予防には健診が欠かせません。また、予防だけでなく、実際病気になっていたとしても、早期発見、早期治療を行いますと、治るものも早いですし大事に至らずに済みます。検診でがんが分かって、初期のうちに手術をして、現在元気で暮らしている人は、私たちの周りにたくさんおいでます。

また特定健診では、例えば血圧の高い人が、早めに薬の対応で血圧を抑えていく。そういうことなど、健診は、自覚症状がなくて知らない間に忍び寄っている病気を見つけてくれる、とても大変ありがたい制度です。

現在町でも、特定健診、種々のがん検診を実施しておりますが、その実情をまず最初にお伺いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の、健康づくりについてのご質問の1番目のご質問、特定健診、がん検診の状況と課題について、通告書に基づきお答えします。

まず、特定健診およびがん検診の状況についてお答え致します。

生活習慣病の発症を予防する特定健診につきましては、対象者が40歳から74歳までの国民健康保険加入者となっております、各年度、約3,500名前後が対象者となっております。受診率は、平成24年度38パーセント程度、平成25年度36.5パーセント程度となっておりますが、平成26年度は若干の受診率の向上が見られ、暫定値ではありますが41パーセント程度と、40パーセントの大台を超えたところです。

また、がん検診につきましては、平成25年度のデータで、肺がん検診30.8パーセント、胃がん検診8.8パーセント、大腸がん検診17.8パーセント等となっております、各種のがん検診とも年度により若干の増減はありますが、ほぼ同じような受診率で推移している状況です。

ご質問にはありませんでしたが、通告書に書かれてましたので、課題についてお答えします。

次に、課題につきましては、住民の皆さまの健康の維持、疾病の早期発見などのためには、特定健診、がん検診に、できるだけ数多くの皆さまに受診していただく必要があると考えており、受診率向上が課題となっております。

これまで健康づくり推進委員の皆さまにもご協力をいただき、チラシの配布や声掛け運動などを行っていただいているところではありますが、受診率の向上のため、特定健診とがん検診とのセット化を推進し、健診等の住民の皆さまのご負担を少しでも減らすための取り組みを行ったり、また、申込みやすくするため、申込み方法に工夫をしたりして、受診率向上のための取り組みを行っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

その課題についてはこれから聞こうと思ってたんですけども、課長が先に答弁してしまいました。

特定健診についてはですね、41パーセントということで、少し上がってきてはおります。まあ肺がん、胃がん、大腸がん、あといろいろありますけども。肺がんの方は結構、30.8パーセントということですが、全体的

に大きく高いというわけでもありません。

厚生労働省の資料によりますと、高知県は40代から50代の働き盛りの男性の死亡率が全国平均よりも高いとあります。そして、働き盛りの男性に限らずですが、日本人の死亡原因の一番高いのが男女共にがんですが、がんを含めた生活習慣病が一番の原因だということです。生活習慣病は、がん、高血圧、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、肝疾患や腎臓病などがありますが、これらを減らしていく、そういう方向を取っていかないと平均寿命と健康寿命の差を縮めることが難しくなり、県が掲げる日本一の健康長寿県構想にも程遠くなっていきます。

それで今、受診率の向上についてですね、課長の方が工夫を凝らしてる内容は言ってくれましたけど、セット化してやっていくとか。まあチラシ配布はもちろんですけど、セット化してやっていくというようなことは、具体的にもう少し話していただけますか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

特定健診とがん検診のセット化につきましては、特定健診に併せ、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診等を同時に実施するものです。住民の皆さまには、半日で複数の受診ができるため、ご負担が軽くなり受診しやすくなるものと考えております。

セット化健診につきましては、これまでセット化できていなかった地域について平成26年度からセット化を進め、本年度にはすべての地域でのセット化健診ができるように準備を進めております。

また、このセット化健診につきましては、健診バスの都合もあり広い会場が必要となるため、健診会場が遠くなる地域につきましては送迎バスを運行して対応することとしております。住民の皆さまが受診しやすい体制づくりにも考慮して取り組みを進めているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

いろいろ併せて、健診を一度に済ませれるようにしていただくと。それには大きな所が必要ですので、それに向けて、なかなか行きづらい人もバスを出してくれるということでしたので、住民にとっては大変いい方向じゃないかなと思います。いろんな工夫をしていくれてるということでは、ぜひまたこれをですね、また何か工夫するべきことがあれば気を付けながら進めていってほしいと思います。

それで特定健診ですけども、梶原町がですねずっと、もらいました資料によりますと、受診率が毎年75パーセントを超えてるんですね。そのほか50パーセントを前後してる自治体があるんですけど、ほとんど県東部の方に地域が多いんですが。梶原町などの取り組みでですね、その75パーセントを毎年維持するっていう、何か特徴なりあるのかなと思うんですが。

そのへん、分かってましたら教えてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

特定健診の受診率が県内第1位の梶原町につきましては、特定健診の実施方法や健康づくり推進員の役割など、その取り組みが本町にも参考になるのではないかと、平成25年8月に、健康づくり推進員16名とともに視察に行ってきたしております。その報告書によりお答えします。

梶原町の取り組みで特徴的なのは、健康づくり推進員の役割です。梶原町内で健康づくり推進員は約74名おり、町長からの委嘱を受けて、約20戸に1名の割合で配置されているということです。この健康づくり推進員は、自分が担当する区域の約20戸に対して受診券を配布するとともに、配布する際に受診の勧奨を行っているとのことでした。この取り組みが、高い受診率を維持する要因になっているものと考えます。

また、この健康づくり推進員は、健診中はスタッフとして主体的に活動し、健診終了後の反省会の中でも健康づくり推進員を中心に意見が出し合われ、改善点があればすぐ改善するなど、健診の実施方法の改善に向けての取り組みも積極的に行われているとのことでした。

全体的な印象としましては、行政、地域、個人が健康づくりに対して協働して取り組んでおり、その成果が各種健診の高い受診率として表れているものと考えております。

人口規模や地域の特性が異なりますので、梶原町のやり方をそのまま本町で実施することは難しいものと考えられますが、優れているところ、見習うべきところにつきましては大いに参考にさせていただき、受診率向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

75パーセントの数字を挙げるとい点では、今お話聞いてほんとに感心したんですけども。

梶原町っていうのはすごくきめ細かく、また人も入れてやってるということで。なかなか、まあ今課長が言われたように人口規模も併せますと、黒潮町でそのままそれができるかということはかなり難しいものがあるとは思いますが。

また、今言われたように、取り入れるところがあれば参考にしていくということですので。ぜひ、健康推進員さんともまた協議の末、そういうことをお願いしたいと思っております。

健康推進員さんがすべての、そういう自分の担当区域の所の検診なんかスタッフとして付いていくというのもいいことですが、健康推進員さんに荷があまり掛かるとですね、またこれも大変なことですし。まあ、いろいろと工夫をする余地はあるかなとは思っています。

ここで、住民課長に少しお尋ねします。

現在、黒潮町の国保会計は赤字です。今議会でも補正予算で、赤字会計の繰上充用をという議案が出されました。26年度、昨年ですけど、昨年は国保税を値上げしていますよね。住民の負担3,000万円の税金が増額になっておりますし、一般会計からも3,000万円の繰り入れがありました。合計6,000万円の増額があったわけですが、それでも赤字会計になっているとの説明でしたが。

まあ国保会計について議会での説明と重なる点もあるでしょうが、再度お願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の、健康に関する取り組みは、病気予防や介護予防であり医療費の削減に直結しているということに関連しまして、ご質問にお答え致します。

黒潮町が保険者として経営しております国民健康保険につきまして、平成26年度の単年度収支を分析致しますと、歳入額が約19億6,280万円でございます。それに対しまして、歳出額が約19億9,920万円で、3,640万円の赤字を計上致しました。ただし、平成26年度に国保税を引き上げたことにより、支援のための一般会計から繰り入れました3,000万円と、それから特別調整交付金の、その他特別な事情がある場合に交付される交付金が1,000万円ございました。合計4,000万円の臨時的な収入がありましたので、その収入がなければ実質7,640万円の単年度の赤字になり、町民の皆さまには大変申し訳なく思っております。

その国民健康保険特別会計の赤字の原因と致しまして、一般療養給付費、簡単に言うと医療費医療費でございますが、これが、平成25年度に比べまして約1億円増加しております。そのなぜ増加したかと申しますと、80万円以上の高額医療費の件数の金額が、平成25年度に比べまして平成26年度は約1.5倍に増加しております。

そこで、どのような病気が増加しておるかということにつきまして、医療費に占める割合の高い順に申しますと、1位が慢性腎不全でございます。2位が糖尿病でございます。3位が高血圧症というように、議員も申されましたように生活習慣病が上位を占めております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私がですね、一つ一つ聞いていこうかなと思ったら、もう課長がまとめて言ってくれましたけど。

単年度7,640万円の赤字があって、実質ですね、実質はそれぐらい赤字があって。それで前年度より、これいいですかね、1億円ぐらい医療費が増加したと。それでよろしいですね。で、医療費が増加した、それら主な病気というのが、今言われましたように生活習慣病だったということではですね、約1億円も医療費が増加するのであれば、国保税は住民から上げたんですけど、結果的に医療費の方がもっとも掛かっていたので、一般会計からも入れたし、それから特別交付税というのが1,000万円入ったとありまして、それも入れてもなおかつ赤字が出たというのが、今の課長のお話だったと思うんです。

一つお聞きしますけど、特別交付金1,000万円というのは毎年入るものでしょうか。それとも、何か理由があって入るのでしょうか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答えします。

この特別調整交付金の、その他特別というものにつきましてはどのような場合に交付されるかということでございますが、これは保険事業についてですね、特に強力的に進めておる市町村に対して交付される交付金でございます。

黒潮町と致しましては、食生活改善の教室、または町のIWKのテレビを通じましてですね、食生活の改善等に力を入れております。また、健康づくり推進員さんをはじめですね、あらゆる機関をこの皆さまにご協力いただきながら、特定健診への受診率の勧奨とか、そして、がん検診の受診の勧めとか、それを進めさせていただいておることが、この特別交付金を申請し受理される結果となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この特別交付金というのは、申請して頂けるというふうに聞きましたけど。まあ、いろいろ健康に関して町が取り組んでる。それが評価されたというお話で。

まあ食生活の改善とかありましたけど、今回は食生活について出しておりませんが。

そのほか、受診率の向上なんかも認められたというふうにありましたけど、41 パーセントに上がった。

特定健診だけじゃなくて、がん検診全体も含めて、受診率の向上なんかが上がったというふうにとらえていいんですかね。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

ご質問にお答え致します。

今回の場合は、特定健診の受診率が上がったということでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

国保税にも直接関係してくる。それが生活習慣病ということが、今の住民課長の話でもありました。

生活習慣病は、私たちの日常生活次第で病気にもなるし、また、病気も予防できる。そういうものです。取り組みは総合的にまあいろいろ、食事にしても、それからいろいろありますけども、一人一人の心掛け、町民意識の向上も大事かと思えます。明日の健康は今日の健診からと婦人会で教わりましたが、まずは町民の自覚が受診率を高める最大の力ではないかなと思えます。引き続き、受診率の向上に向けて啓発等に町でも力を入れてほしいと思えますし、婦人会でももちろん、その点については頑張ってもらいたいと思えます。

それで、カッコ2の方に移りますが、たばこの害についてです。

健康に関する取り組みで、さまざまな講演を婦人会としては聴く機会がありますが、講師は大抵お医者さんが多いんです。その中でですね、必ず出てくるのが、喫煙がいかに健康に害を及ぼすか、そういうお話です。

喫煙が病気を起こす大きな要因であること。また、喫煙者はたばこを吸わない人に比べると、はるかにがんなどの病気にかかる確率が高いかなどなど、具体的な実例でデータを示して話されます。最近では、たばこが健康に害を及ぼすということは広く知られておりますが、知っていることでも具体的な数字を伴ったお話を聞きますとその怖さを実感します。そして、こういうお話をもっともっと多くの人に知ってほしいなと思うと同時にですね、特に男性の多い職場での講演が必要ではないかな。いつも婦人会で聴いてもですね、あんまり喫煙者いないのになあと思いながら聴いておりますが、そういうことが大事じゃないかなと思って聞いてます。

それで町としてはですね、最初にお尋ねしますが、たばこの害についての啓発なり、何かの対策は取ってまずでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の、健康づくりについてのご質問の2番目のご質問、受動喫煙について、通告書に基づ

きお答えします。

議員がご指摘されますように受動喫煙につきましては、厚生労働省の資料によりますと、受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっているとされております。

このため、健康増進法では、第5章第2節に受動喫煙の防止の規定があり、受動喫煙の防止が規定されております第25条を要約しますと、学校、体育館、病院、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

この規定は、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置を取る努力目標を課すこととし、これにより、健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進することとしたものであるとされております。

町では、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止、また、喫煙者の健康被害の防止の観点からも、これまでも、禁煙等に関する各種の啓発活動や、特定健診の問診時に、喫煙者に対して禁煙治療が可能な医療機関の紹介やパンフレットの配布、保健師の活動の中で禁煙指導を随時行うなど、住民の皆さまの健康被害の防止および健康の増進のために取り組んでいるところであります。

また、役場本庁の分煙に関する取り組みの中で、本庁庁舎内に複数あった喫煙場所を、本年4月から保健福祉センター東側の駐輪場の1カ所とすることとして取り組んでおり、来客者の皆さまにもご協力をいただいているところであります。

このような禁煙や分煙の取り組みが、受動喫煙防止の取り組みにもつながっているものと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町としてもいろいろと取り組んでいるということですが。

県が発行してます、これ、健康煙ハンドブックというのが、これは平成23年に出版されたものですがあります。そこにですね、たばこの煙の種類について載ってます。ご存じだと思いますけど、たばこの煙には2種類あって、喫煙者が直接吸い込むのを主流煙といって、たばこから立ち上る煙を副流煙といいます。そしてこの副流煙は、主流煙よりも有害物質の含有量ははるかに多いと、そのように書かれてあります。

そしてもう一つですね、パンフに書かれてるのが、たばこを吸うことは、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康への影響が大きい。そのように、ここに大きな字で書かれてあるんです。たばこを吸わない人がたばこを吸ってる人の煙を吸う、受動喫煙の害や危険性について、まあ禁煙とセットで私たちは考えていかななくてはいけないし、今、庁舎内の分煙もできてるということでしたが。

県ではですね、平成8年から、「空気もおいしい！」認定事業という、受動喫煙防止の事業を行っております。

課長、この事業ご存じです。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

知っているかどうか、答えたらいいんでしょうか。

（宮地議員から「それだけでいいです」との発言あり）

資料も準備しております。知っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

さすが健康福祉課長です。なかなか知らない方が多いんですけども。

これ、「空気もおいしい！」認定事業というのはですね、完全禁煙や分煙を勧めている県内のお店や施設などに、県が認定ステッカーを与えるものです。飲食店、薬局、病院、喫茶店等々がありますが、幡多地域でも多くの施設、飲食店等々が認定ステッカーをもらって、完全禁煙、分煙に取り組んでいます。婦人会でもですね、町内の飲食店とか美容院などを回りまして、この事業への賛同をお願いしながら、禁煙、分煙の運動を進めております。この認定事業で、県の福祉課長さんはですね、それぞれのお店の持ち味においしい空気も加えてほしい、そのようにおっしゃっております。

ここ数十年で、たばこの害、健康への影響に対する知識は急速に向上して広がりました。公共の施設ではほとんどが禁煙か分煙で、世界的にも禁煙、分煙の施設等が増えています。そして、禁煙、分煙は文明国のバロメーターでもあると、一部では論じられています。

受動喫煙は、特に子どもたちへの害を真剣に取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。小中学校の敷地内禁煙についてお伺いしますが。

高知市では既に、小中学校の敷地内すべてを禁煙にしているそうです。ですから、運動会などで候補者がグラウンドの隅でちょっと1本たばこを吸おうかということが、もうできなくなっていると聞きました。子どもたちにたばこの害を及ぼすことこそ戒めるべきでしょうから、高知市はその先進を切ってるんだと思います。

それで、黒潮町での小中学校内、敷地内の禁煙についてはどのようになっているのでしょうか。全面禁煙になっていないとしたら、今後どのようにする方向を持ってるのでしょうか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

現状につきまして、私の方から。現状についてのみ、お答えさせていただきます。

子どもたちへのということで学校におけるということでしたけれども、本年度から私ども、保育所も所管をするようになりましたので、保育所と学校における受動喫煙対策の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、町内に保育所が4園、小学校が8校、中学校が2校ございます。これらにおいて、園舎、校舎内、要は建物内での喫煙を認めている所はございませんけども、小中学校においては、敷地内の喫煙は認めている状況にあります。

このうち、喫煙場所をしている学校は3校、指定をしてない学校が7校となっておりますが、7校のうち4校につきましては、職員には喫煙者はございません。

それから保育所については、すべての保育所において、勤務中に喫煙をする職員はいらっしゃいません。外来者につきましても、保育所という施設の性格上、送り迎えの保護者を含めまして敷地内で喫煙をされる方はいらっしゃいません。

敷地内で喫煙を認めている学校におきましても、人が集まらない施設周辺での喫煙でありますので、保育所、学校における受動喫煙ほぼ発生していないと思います。

ただ、今後の対応は、全面、敷地内での喫煙を認める場合の今後の対応ということですが、それにつきましても教育長の方からお答えをさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

今後の対応について、私の方からお答えをさせていただきます。

学校の敷地内禁煙については、これまでもいろいろと検討をしております。ただ、敷地内禁煙をした場合にですね、じゃあどこで吸うのかということになりますけれども。当然、周辺の道路、あるいは敷地の裏山の方ですね、まあそういった場所での喫煙ということにもなってくると思います。特に住民の方の目に触れることにもなるかと思われ、学校の敷地自体が広いので、なるべく受動喫煙のない場所を指定してですね、喫煙をするといった方向でいきたいと考えております。

ただ、高知市の例を挙げられましたけれども、多数の保護者の皆さん、こういった方がお集まりになる学校行事等についてはですね、全面の禁煙等についてもですね、検討していく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今年から保育所も担当になって、保育所の点は抜けておりましたけど、答弁をしていただきましてありがとうございます。

小中学校だけでなく保育所もということで、まあ全面禁煙には。吸いたい人がおる場合、ほんとに、敷地の外へ行って結局吸うと。まあ、そこだけ。それから、そのフェンスの向こうは構わないということでは、まあ見る目もあるし、いろいろあるということでしたので。それでも、全面禁煙に向けて進んでいくというふうにとらえてよろしいですね。

子どもたちへの害というのが一番考えていかなきゃなりませんので、まずそういうところから、保護者の自覚を促していくということも本当に大事ですので、ぜひ今後もずっと進めていってほしいと思います。

それで、3 番目の方に入りますが。

健康を保つためには、さまざまな健診を受けるとか、たばこを吸わないことは代表格ですけども、日常的にはそれだけじゃなくて、適度な運動、バランスの取れた食事、規則正しい生活を送る。そして、ストレスをためないとか、いろんなさまざまな取り組みを総合的に取り入れることがいわれています。

町としてもそれらの取り組みをいろいろと行っていると思いますが、町として、健康づくりの全体的なビジョン、方向ですね。それをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の、健康づくりについてのご質問の3 番目のご質問、健康づくりの全体的なビジョンについて、通告書に基づきお答えします。

本町の健康づくりの方向性やビジョンにつきましては、平成 24 年度に策定しました黒潮町健康増進計画・食育推進計画の中で、その方向性や指針を規定しております。

この健康増進計画・食育推進計画の中で、住民が主役をキーワードに、住民の皆さま一人一人の健康づくりへの能力を引き出し、行動を支える環境を整えることが健康なまちづくりにつながるという、ヘルスプロモーションの概念を基本として、それぞれ個人が抱える健康課題に対して、本人は無論のこと、家族や地域住民、行政関係者が一体となって取り組む方向性を持って、計画の策定に当たっております。

計画策定の結果、計画の基本理念を、このまちでずっと暮らせると定め、生涯現役で自立した生活を過ごせる、前向きな気持ちでストレスをため込まない、家族・気の合った仲間・地域で交流できるを、住民の皆さまが考える健康な姿と定義し、それぞれの課題に対し目標を定め、取り組みを進めていくこととしております。

また、住民の皆さまの健康づくりにつきましては、議員がご指摘されますとおり、医療費や介護保険給付費などの削減、それに伴う国民健康保険料、介護保険料などの抑制にもつながるとともに、皆さま、誰もが希望されていることと考えております。

さらに、住民の皆さまが健康的であることが町の活性化にもつながることから、町の福祉施策の中でも根本的な取り組みになるものと考えております。

このため、健康福祉課の基本方針も健康寿命の延伸を取り組みの目標と定め、各種の取り組みを進めているところですので、ご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今、黒潮町の健康増進計画・食育推進計画に基づいて、課長が完全な答弁をしてくれましてありがとうございます。

いろんな方向から健康というのは気を付けて進めていかなきゃならないんですけど、その中でですね、地域でふれあいサロンをやってますよね。これも健康につけて。それから、浜の宮の例で言いますと、健康体操も健康推進員さんが中心になってやってます。健康体操は月に2回、町が作ってくれましたビデオに沿ってやってます。ロコクロ体操も時々ありますけど、これは少し高齢者にはきついですが。それからですね、かみかみ百歳体操というのは県が出しておりますので、それも見ながらですね、みんなでやってます。

その健康体操とか、それからふれあいサロンなんかも、ほんとに特別なことじゃなくても、やっぱ健康に対しての取り組みの一つだと思って、どんどんこれからも町の中に全体的に広めていけばいいなと思うんですが。

これらの広がり具合といいますか、取り組み具合といいますか、分かればですね、大体どの程度進んでいってると。そして、今後も進めていきたいと思うのか、もうこれで手一杯と思うのか。そのへんのことを分かれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

健康体操等の取り組みにつきましては、地区ふれあいサロンにつきましては、高齢者の健康づくりの場として実施し、各種の勉強会やレクリエーションとともに実施しております。

また、議員からも紹介がありました、ロコクロ体操などの体操も行っております。ロコクロ体操につきましては、気軽に自宅で体を動かすことができるようケーブルテレビで月4回放送をし、会場まで出向かなくても運動ができるよう、平成25年度からその取り組みを行っております。

このように、健康に対しては、会場まで出向かなくてもできる体制を考えたりして実施しているという状況です。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、この点については課長に事前に言っておりませんでしたので、町全体がどのようにやっているかということは分からないと思いますが。

ぜひですね、各地域で、ふれあいサロンがやられてない所はまたやっていくように進めていってほしいですし、まあ社協も中心になってやってますけど。それから健康体操も、ほんとにどんどん広げていかれていいと思います。

残念なのはですね、こういう所に来るのに、ほとんど男の方は参加しないんですね。大抵が、まあ女性が多いということもありますけど、女の人の参加です。その点については置きます。

最後にですが、あったかふれあいについて、少々お尋ねします。

このあったかふれあい制度についてですが、これは県の日本一の健康長寿県構想の中の、保健、医療、福祉の3分野の中の、福祉の分野から県が力を入れていると。そういう事業だとありました。

現在、黒潮町では3カ所で行われておりますが、それぞれの地域で特色を持った取り組む。そういう構想を持ってると昨年度お伺いしたんですが。町民の健康づくりに寄与している、そういう点ではですね、それぞれの特色が現在もそれへ向けて取り組んでいるということがありましたら、あったかふれあいセンターについてもお話してください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

あったかふれあいセンターの事業につきましては、議員がおっしゃっていただきましたように、平成23年度から取り組みを進めております。

その中で、あったかふれあいセンターの構想として、複数、あったかふれあいセンターを設置する予定であるため、複数設置できた各あったかふれあいセンターに地域の実情や住民の皆さまのニーズに合わせた特色を持たせ、それぞれ特色のあるあったかふれあいセンターにすることも考えております。

例えば、佐賀北部にある、あったかふれあいセンターこぶしにつきましては、近隣に保健センターや診療所があることから、保健師や医療機関と連携を密にした、健康づくり重視型にすることなども構想として持っております。

ここで取り組んだ事例を、あったかふれあいセンターのネットワークを介して、他のあったかふれあいセンターにも普及させることも可能であるというふうに考えております。

あったかふれあいセンターにつきましては総じて、高齢者の皆さまの健康づくりの場や地域づくり、福祉のネットワークづくりの事業として取り組んでいるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

あったかふれあいセンターは非常に住民の中にも好評でして、評判がいいものですから、ぜひこれからも充実させて進めていってほしいと思います。

1 番の健康づくりについての質問は、これで終わります。

すいません、じゃあ2 点目、観光産業の位置付けについてということで質問を始めます。

私はこれまで福祉関係に重点を置いた質問が主でして、観光事業についてはあまりかかわってきていませんでした。今回、産業建設厚生常任委員会に入りまして、副委員長になったこともあって、先日行われました観光ネットワークという団体の総会に、池内委員長とともに招かれました。そして出席をしてきたところですが、いろいろと勉強になることがありました。

今回取り上げました、観光産業の位置付けについてとか、大層な題を付けておりますが、私のあまり得意としない分野ですので、まだまだ知識不足であり勉強不足です。答弁する執行部としても少々物足りないかなと思うかもしれませんが、親切丁寧な答弁をお願い致します。

バブルがはじけて、日本中が不景気になってから、地方は特に厳しい時代を迎えました。国は、補助金をつけては地方再生を促す政策を取ってきましたが、現在も地方創生を掲げて、補助金をつけて、てこ入れをしていかなくは、地方の衰退、人口減少や高齢化問題の深刻さは増加の一途をたどっています。地方が栄えていたのは、農林漁業の一時産業が最も中心になって栄えていた、基幹産業が中心になって栄えていたころでして、食料自給率 80 パーセント台を維持していたころが地方にとってはいい時代でした。お年寄りから若者に至るまで夢や希望があり、農家はお米を作って子育てができましたし、漁業、林業も、それなりにその業種でなりわいが成り立っていきました。しかし今は、農家のお米を作っても、なかなかそれ一本で食べていけない。そうなりますと、耕作放棄地ができるし後継者もできない。若い人は都会へ出ていって、だんだん高齢化が地方は進んでくる。漁業も後継者が、以前から比べるとどんどん少なくなりました。林業も、輸入関税がゼロになってからはもう安い輸入材が入ってきますので、山の値打ち、木の値打ちが二束三文になってから、なかなかなりわいとして成り立つのが厳しい状況となって、今、地方の基幹産業は、私は土台から崩れてきてるんじゃないかなと思います。

そういう中で、観光産業への取り組みは、明るい希望として位置付けられる一つだと思います。黒潮町での観光産業の位置付けと、取り組みや今後の方向を伺っていきますが。

それにはまず、現状を把握していかなきゃいけないということで、1 番目にですね、町内を訪れる観光客や宿泊客の近年の状況は増加傾向にあるのか、または減っているのか。

また、経済効果はどうかという点についてお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の2 番、観光産業の位置付けについて。カッコ1、町内を訪れる観光客や宿泊客の近年の状況は増加傾向にあるのか。経済効果はどうかのご質問にお答え致します。

黒潮町への観光入り込み客数は、平成 21 年以降、毎年増加をしております。平成 24 年は 60 万 4,039 人、平成 25 年は 62 万 9,140 人となりました。平成 26 年は 90 万 9,514 人となっております。これは、道の駅なぶら土佐佐賀が開業し、新たにカウントを始めたことから急増したものでございます。

経済効果につきましては、平成 25 年に黒潮町観光ネットワークと NPO 砂浜美術館が協力して、地域内観光事業者から、宿泊者数と体験者数の聞き取り調査等を行いました。その結果、平成 24 年度の実績で、町内宿泊者数は延べ 1 万 6,702 泊、体験参加者に関しましては 7,400 人でございまして、直接経済効果は 1 億 1,565 万円

と算出されました。その後、調査ができておりませんが、先に申しあげました観光入り込み客の伸びからしますと、経済効果は年々増加しているものと推測されます。

なお、直接経済効果の算出は、宿泊は町内平均宿泊単価の一泊 5,715 円で算出し、体験はそれぞれの体験料で算出しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町内を訪れる観光客も宿泊客も増えてるということでは、大変いい状況だと思います。

それで、それはほんといろいろ努力の末、また、いろいろ取り組みの末だと思うんですが。今後ですね、観光事業をどのように伸ばしていくか、なかなか課題もあると思います。

というのがですね、この観光っていうのは全国どこでも、まあ世界中が競争相手になるわけですから、その中で黒潮町を選んでもらう工夫、またはリピーターをどう増やしていくかという点では、関係者も含めてですね、日々の課題として考えてるところだと思います。

それで町としてはですね、今後、今あるイベントを増やしていく方向性を持っているのか。まあ、むやみに増やしてもいいとは思えませんが。そういう方向があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは続きまして、2 番の観光産業をどのように伸ばしていくのか。イベントを増やすとか、現状に工夫を加える等々、どのような方向性を持っているのかといったご質問であったかと思しますので、2 番目のご質問にお答えしたいと思います。

イベントにつきましては、各イベントごとに創意工夫を重ねながら、実行委員会を立ち上げるなどして、参加者に満足いただける内容に取り組んでおります。

主なイベントの入り込み客数を申し上げますと、大方シーサイドはだしマラソン全国大会の最近の参加者は、平成 24 年度 840 人、平成 25 年度 1,039 人、平成 26 年度 1,148 人と推移しており、土佐さがもどりガツオ祭は、平成 24 年度 6,000 人、平成 25 年度 9,000 人、平成 26 年度 1 万人のご来場をいただき、いずれも参加者、来場者が増加しております。

また、砂浜美術館に業務委託をしております、黒潮町観光振興委託業務の T シャツアート展、シーサイドギャラリー夏、キルト展、らっきょうの花見、ホエールウォッチングの合計来場者数も、平成 24 年度 2 万 9,225 人、平成 25 年度 3 万 5,394 人、平成 26 年度 3 万 5,516 人となっており、年々増加しているところでございます。

今後のイベント開催につきましては、関係諸団体とのご意見を賜り、創意工夫を重ねながら入客増を図ってまいりたいと思っております。

一方、幡多広域観光協議会を中心として進めている教育旅行、いわゆる修学旅行でございますが。その受け入れ人数につきましては、幡多地域全体では、平成 24 年度は 17 団体 2,039 人、平成 25 年度は 12 団体 972 人、平成 26 年度は 15 団体 1,122 人であり、ピーク時の平成 17 年の 32 団体 4,451 人から比較すると落ち込んでおります。

黒潮町での受け入れにつきましても、平成 24 年度は 13 件 1,601 人、平成 25 年度 11 件 963 人、平成 26 年度

13件964人と、減少傾向でございます。

減少の主な要因は、近年の教育旅行の傾向であります体験型民泊の受け入れが他の地域で充実してきていることや、日本一の津波想定を受けたことが敬遠要素の一つになっているようでございます。

このような状況を受け、本町ではNPO 砂浜美術館が防災学習プログラムを開発し、日本一の町黒潮町ならではの教育旅行を目指した取り組みを行っております。平成25年度にプログラムを作成し、平成26年度秋から受け入れを始め、初年度は、県内、岡山県、京都府から3団体、310人を受け入れております。

プログラムの内容は、大きくは講義、ワークショップ、フィールドワークに分かれておりまして、私たちは自然の一員であることを認識し、自分の命は自らが守る。そのことの大切さを気付くプログラムになっております。

このように、マイナス要素をプラスに変える戦略を立て、入り込み客の回復を図る対策を取っているところでございます。

教育旅行につきましては、今後も砂浜美術館と連携し、幡多広域観光協議会とともに、さらなる営業活動や受け入れ体制の推進に努めてまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

いろいろなイベントも工夫されてますし、いろいろ増えてきていると。やってる方がですね。ただ、修学旅行については少々減少してるけども、今、新たな取り組みとして教育旅行っていうのをやってる。

この間の観光ネットワークの会でもですね、防災ツアーっていいましたか、名前はちょっと忘れちゃったけど。そういうのを取り込んだらどうかっていう話がありました。

以前、下村議員がですね、やはりそういうことを議会で提案したことがあります。34メーターということを手逆手に取って。それから、いろいろな避難施設ができてますので。今、室長も言われましたけど、自分の命は自分で守るとか、自然の大切さとか、そういうことを知っていただくためにも、ちょっとよそと差別化をするという。そういう点では、ほんとにいいんじゃないかなと思って聞いてました。

それですね、一つ。まあ、そういうイベントは今後増やすわけじゃないということですよ。いろいろ工夫してますので。私も、イベントそのものをただ増やしてもいけないとは思ってます。イベントが全体の中に周知されていくには相当、5年や10年、時間もかかりますし。むやみに増やすことはなくて、今のイベントにさらに新しさを付け加えていくとか、いろいろな改善点をしていくので十分だろうなと思うんですが。

この間、はだしマラソンがありましたよね。で、広報によりますと、今回ののはだしマラソンは30回の記念大会で、北海道から九州まで19の都道府県の方が来られて、県内外から1,368人の人が出場してたと、そういうふうにかかれてあります。

それで、婦人会としてもですね、黒潮町に来てくれた方に地元のものでおもてなししようということで、お弁当作りを最初から、その役割を、まあ一翼担ってるんですが。選手の方に業者が出してるお弁当をさっとなすんじゃなくて、私たちの手作りということやらしてもらってます。

このおもてなしということは大変大事なことですが、いつも思うんですけどね、ここで今回は1,300人ぐらいの方が体育館に最初に集まって、それから、まあそこから出発して、また体育館に帰ってきて、そこでお弁当を食べるんですけど。黒潮町の特産品なんか、体育館のその通路、ロビーがありますが。そこに置いて宣伝するなり販売するということは、どうしてしないのかなと思うんですが。

これ、販売してはいけないとか、そういうようなあれあるんでしょうか。また、そういう方向を取ることは今後できないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

はだしまラソンのときの特産品等の販売についてでございますけれども。例年、募集は行っておりまして、そして希望者を募って、そこで販売するようにはしております。

ただ、今年度は少し状況が少なかったのかなといったご質問だと思いますけれども。なお、缶詰なんかもそこでの販売も考えてはありましたが、今年Tシャツアート展の方の会場で販売をしておりますので、メインをそちらにちょっと力を注ぎましたので、今回、そのはだしまラソンの方での販売にはなっておりません。

あと、そうしますと募集の方法についてですけれども。あんまり行きわたってないということでありましたら、そういった募集の方法をもう少し検討させていただいて、できるだけ多くの特産品など販売できるような体制を取りたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私たちが県外に行ったときですね、そのご当地のものをお土産に買いたいなあという気持ちはあるんですけど。34メーターを逆手に取った缶詰ということでしたら、大いにこのときにですね、私は宣伝したら良かったなあと思うんです。まあ、Tシャツアート展の方にはあるかもしれませんが。

ここで、体育館ですね、1,000何人の人が、もうロビーにおるんですよね。そこでご飯食べますので。そういうときに、どんどん宣伝して知ってもらおう。また、黒砂糖もありますし、いろいろと。そういうことは募集しなくても町の方がやればいわけですから、何で缶詰が出ないのかねという話をしたんです。

缶詰というのは、昨日もラジオで言うておりましたけど、今、高級缶詰というのが全国的には人気なんだそうです。東北で、イチゴウヅケだったか何か忘れちゃったけど、そういうのも人気だというふうに出てましたので。黒潮町の缶詰も決して安くはないものもありますし、非常食だけじゃなくていろんなレシピがありますし、そのご当地のものがありますので、ぜひこういうところでまた販売するなり展示するなりですね、お土産に持って帰ってもらえたら私はいいなと思ってます。

ふるさと納税じゃないですけど、ふるさと納税でも知恵の出し合いやと、そんなふうには言うておりましたが、やはり観光産業も知恵の出し合いで競争ですよ。いかに自分所を売り込んでいくかということでは、Tシャツアート展で缶詰出してるからこっちはええろうと思わないでですね、人の集まる所、特に県外のお客さんもおいでするわけですから、食欲を進めていったらいいなと私は思いますが。また、その点も考えていただきたいと思います。

それで3点目ですけど。

町としては観光産業をどのように位置付けて取り組もうとしているか。ここには書いてますけど、やはりこれがですね、第一次産業に取って代わって雇用も何も生んでいくと。そういうことにはなかなか無理があるだろうと、私は思っております。

観光産業が地方の担い手になっていくというにはそれなりの材料が必要ですが、黒潮町は、飛び抜けた風光

明媚な観光スポットに決して恵まれているとは言えません。ここにある、黒潮町そのものの素材を、価値をどう生かしていくか。行政としてそれなりに予算もつけてですね、調査とか研究などをしていく。そういう専念できるような人を今後増やしていったら、観光産業を伸ばしていくと。

そういう方向があるのかどうか、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

続きまして、カッコ3番、町としては観光産業をどのような位置付けで取り組んでいるのか。農林漁業に代わり、雇用、経済効果が望める産業としてとらえているのかのご質問にお答え致します。

観光の振興につきましては、黒潮町総合振興計画の中で、

- 1、カツオ文化による観光振興。
- 2、砂浜美術館による観光振興。
- 3、名勝、入野松原の保存、育成。
- 4、土佐西南大規模公園整備、活用の推進。
- 5、グリーン・アンド・ツーリズムによる観光振興。

の5項目を掲げておりまして、観光振興による地域経済の活性化は重要な施策であると認識しているところでございます。

観光振興の活性化の役割は年々大きなものとなっております。観光振興を推進していくために、官民協働で黒潮町の観光戦略を作成し、取り組みを進めているところでございます。

その中では、通年観光を通じて地域内事業者の通年雇用に寄与することを念頭に、経済効果、集客効果、評判効果、定住効果を踏まえて、事業を行うことを確認しております。

成果は、カッコ1、カッコ2の答弁で申し上げましたように、本町の入り込み客の増加に表れていると思っております。

昨年度の砂浜美術館が行った、スポーツ誘致に対する宿泊費や食事代などの直接的経済効果は約3,000万円となっており、誘発される原材料などの間接効果を加算しますと約4,560万円の経済効果を生んだという結果が出ております。

また、観光の経済効果の測定につきましては、昨年度、商工会が事業主体となり、高知大学の中澤准教授にご協力をいただき、地域内事業者へのアンケートやイベント会場での来場者へのアンケート調査を実施致しました。その結果、観光消費額については、県民客は一人当たり平均3,307円、県外客は平均9,678円となり、観光客一人当たりでは4,683万円の観光消費があることが算出されました。

これを基に、黒潮町観光振興委託事業での実施イベントによる集客数3万5,516人で算出しますと、1億6,632万円の観光消費額となり、観光が相当の消費効果を生んでいることがあらためて確認されたところでございます。

あと、職員の配置等につきましては、副町長の方からお答えさせていただけたらと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

職員の配置等ということでございます。

現在、職員の方にはですね、107億という事業量、予算規模から分かりますとおり、庁舎、それから防災の事業、そしてまた地方創生とありまして、そういう委員会等にもかなり出ております。かなりの無理を掛けているのが現状でございます。その中で、やっぱり余剰の人員を生み出すことがですね、なかなか難しい現状でもあります。

まず、新規採用者の増。そしてですね、あとは課の統合。また、再任用の方ですね、残っていただくとかそういうことを工夫しまして、余剰といいますか増員を掛けて、それぞれの、ここ観光だけじゃなくてですね、ほかの所にも配置ができるように検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ確かにね、人員を増やしていくということは、今、目いっぱいということ。先ほどのふるさと納税のときの町長の答弁にも、マンパワー不足だということをおっしゃっておられました。だから、観光産業に1人特別つけますと、なかなかないのが今の実情というふうにお聞きしました。

観光事業はですね、調査研究なりというのをほんとは専念できる人がいて、それをつけてやっぱり取り組んでいくというふうにしないと難しいのかなとは思いますが、取りあえず今の方向はそういうことでお伺いしました。

4点目に移ります。

4点目、スポーツツーリズムというのが今ほんと、黒潮町でも以前、小松議員の方から質問がありましたが、それに取り組んでると思います。

西南大規模公園には、さまざまなスポーツ施設がそろえられて、それらを効果的に利用できるなら大いに活用することが求められています。

特に、サッカー場に人工芝の設置を求める声が出されておりますが、町としてはどのような考えでしょうか。

また、設置する方向で進められていると。そういうふうにもお聞きしましたが、現状とこれからの方向性ですね。

それらをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

続きまして、カッコ4番、スポーツツーリズムへの期待が大きく、人工芝設置問題が浮上している。現状と今後の方向性を含めて問うのご質問にお答えします。

観光振興の取り込みにつきましては、先ほど、カッコ3番の答弁の中で5つの項目を申し上げましたが、このうち、土佐西南大規模公園整備、活用の推進におけるスポーツ合宿の誘致が成果を挙げております。

平成23年度から実施してきました観光プラットフォーム整備事業は、受託者であるNPO砂浜美術館が事業主体となり、宿泊事業者や施設の設置者である高知県の協力も得ながら、環境を整え、滞在型スポーツ大会、合宿による受け入れ実績を積み上げてきました。

平成23年度は357泊であったものが、平成24年度は1,664泊、平成25年度は3,825泊、平成26年度は4,483泊と、着実に実績を伸ばしております。平成27年度は6,000泊の目標を掲げて、誘致活動を展開しているところでございます。

サッカーにつきましては、小学生から大学生までを主な誘致の対象として取り組みを進めております。本町にお越しいただくチームは、日ごろは土のグラウンド、クレークコートで練習を行っているチームが多く、天然芝のグラウンドが2面あり、自然環境に恵まれ、そして食事についてもご満足いただける状況になっております。

近年は、利用件数、人数が増えてきたことから、天然芝2面のみでは運営が困難な状況となっておりまして。本年につきましても合宿希望の問い合わせが重複し、お断りをするケースも出始めてきております。これらを打開し、利用者にも満足いただき、リピーターをしっかりと確保すること。そして、さらに利用を増やし効率的な運営を行うには、体育館北側のクレークコートを人工芝に整備する必要があると判断をしております。

施設管理者である高知県には、町の現状とこれからの展開をお伝えし、土佐西南大規模公園スポーツゾーンを幡多地区のスポーツツーリズムの拠点として整備していただきますよう、協議を進めているところでございます。

人工芝敷設につきましては、これまでお付き合いやかかわりのあったチームを中心に約300団体に、人工芝が整備された場合の今後の利用についてアンケートを送付しご意見を集約する作業も、現在、並行して行っているところでございます。

これら本町の観光振興を進めることは、町内経済の活性化につながり、産業の強化にもつながるものであると、強く期待し取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

県とも協議をしながら進めていると。まあ県の施設ですからね、そういう話でしたが。

人工芝をじゃあもう導入するというので、大体の目安というのがもしあるのであれば、それをお聞きしたいのと。

人工芝を設置したときですね、大体これぐらいの。今ある宿泊数を今教えていただきましたが、人工芝を設置したことによってこれぐらい宿泊数も増えるだろうと、そういうものもあるんじゃないかなと思うんですよ。そういう見通しがあって、お金も入れていくんじゃないかと思うんですが。

大体いつごろできる予定を持って進めているのか。そして、どれぐらいの宿泊数を見込んでいるのか。

そういう点、分かりましたらお願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

設置時期につきましては、施設管理者が県ということもありまして、うちの方で現在、いついつどれですとなかなか答弁しづらい立場でございまして。当然のことながら、施設管理者の方も多額の費用を伴いますことから、県議会でのご了承を得てということになると思っております。

それから、人工芝を導入した場合の効果でございますけれども、約ですけれども倍増を見込んでおります。もう少し細かく言いますと、人工芝を導入せずに現行のままでスポーツツーリズムを続けていった場合に、本年度の目標数約6,000泊としておりますが、大体、大会運営とかイベントの開催とかのこれまでの経過を見ますと、大体このへんで頭打ちだと思います。先ほど室長からもありましたが、重複してどうしてもお断りしなければならないとか。あるいは、すべてお金だけで言うわけにはいきませんが、昨年ですね、4,500

泊近くのうちの数百泊は四万十市の方へ、こちらがご案内させていただいております。町内の宿泊施設がオーバーフローしてですね、3種の旅行業を持っている砂浜美術館がしっかりと幾らか手数料を頂いて、四万十市の方へご案内もさせていただいているといったこともございまして。どういう大会規模で、いわゆる、できれば町内ですべて吸収できるのが理想なので、今ぐらいの規模感で大会数とか合宿数を増やしていくことが、恐らく当町にとっては一番望ましいのかなと思っておりますが。それらを進めていったとしても、やはり6,000泊から7,000泊で、いったん頭打ちが来るだろうと思っております。

これが人工芝を導入した場合、まあ細かいところの積算までなかなかあれですけども、大体目標というか、もくろみは1万590人、経済波及効果にしまして1億463万円程度と。このようになっておりまして、大体、今の規模感から言うと倍近く。経済効果にしましては倍以上と。このあたりを狙っているところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

設置時期は、私は大体2、3年とかですね、そういうふうな答弁があるのかなと思ってましたけど、まあ県の方がやることですので、今ははっきりしたことはありませんでした。

それで、今、町長のお話ですと、人工芝をやったことによって倍増になると。大体倍増が見込まれるということでしたので、ほんとにまあできるものであればですね、望ましいと思います。

これはどうなんですかね。県の施設ですから、県が全部負担をしてくれるんでしょうか。それとも町に一部負担が、やるとしたらですね、あるものでしょうか。

それからですね、もう一つ宿泊の件ですけど。今の段階では宿泊が足りなくて、集中しますのでね、足りなくて四万十市の方にもお願いしたということでしたが。これが倍増になるということになりますと、当然そういう課題も出てくると思うんですが。

そのへんについてはどうなんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

宿泊につきましては、ご指摘いただいたとおりでございます。どうしても町内の宿泊ベッド数が限りがあることから、施設によっては大部屋で対応いただいている所もあったり、施設ごとに努力はさせていただいておりますが、それでも上限がございます。

よって、今後の、できれば今後入り込み客を増やして、かつ、それがしっかりと町内経済に結び付くためには、先ほども申し上げましたように、大規模な大会が年に2、3回行われるということよりも、身の丈に合ったレベルの大会を複数回、数多く開催させていただくことの方が、非常に経済効果としては高いのではないかと、そのように考えております。

また、小学生。中高になりますと若干違うかと思えますし、また大学も少し色が違うんですけれども。例えば小学生になりますと、誘致のツールと致しまして、例えば地域の触れ合いとかですね、非常に指導者の方もお求めになれるツールでございます。そういった場合に、当面、町内の宿泊施設を埋めることが大前提で、その上にもしお招きをさせていただけるとすればですね、今後設置予定の、例えば集落活動センターにお願いするとか、いろいろな方策が考えられようかと思っております。そちらにつきましても全体構想、大体骨子がまとまっておりますので、またそれに基づいてやってまいりたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

予算とね、工事費ですね。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

すいません、県の整備事業で7パーセントの負担を地元がするということになります。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

基本的に県の事業ですので分からないかもしれませんが、大体幾らぐらいの予算規模で7パーセント。全体はですよ、人工芝をやるとしたら。

そういうことが分かりましたら、ちょっとお願いします。

議長 (矢野昭三君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

全体の事業費のことでございますけれども。人工芝自体にもランクがかなりございます。そして、その施設の整備をどうするかによっても金額というのはかなり大幅に変わるようになりまして、今、県の担当と、またサッカーの関係者、そういった方たちとどういった整備を進めるのかということを協議しておりますのでまだ事業費の細かなところは出ておりませんが、相当、数億円単位の事業にはなろうかと思っております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

人工芝は今までのものよりも倍増して効果が出てくるというような期待感もありますし、まあそういう積算もできております。

ぜひですね県の予算で、町は7パーセントでいいということですので、また今後もですね、今話を詰めていくことでしたから、また分かり次第、議会の方にもまた示していただきたいと思います。

それで観光産業も、これからも今まで以上に力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13時50分まで休憩します。

休 憩 12時 17分

再 開 13時 50分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、澳本哲也君。

5 番 (澳本哲也君)

すいません、人生初の一般質問ということで非常に緊張しておりますが、どうかよろしくお願いします。
通告書のとおりですね、質問してまいりたいと思います。僕は2点質問したいと思います。

まず、これからの漁業問題、漁業施設についてでございます。

まず初めにですね、後継者について、現在取り組んでおると思われますけども、今の取り組みでいいのか。
また、町独自の取り組みを、これから独自の取り組みを進めていく考えはないかということでもあります。

後継者問題ですが、今現在、入野の漁港で1名の研修を行っておるということで聞きました。中島議員とも相当重複すると思えますけども、ほんとにその研修生、ほんとにうれしいことです。

しかしですね、今後、どうこれを深めていくのかということをもっとお聞きしたいと思いますが、
よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

澳本議員の通告書に基づき、1、これからの漁業問題、漁業施設についてのカッコ1、後継者について現在取り組んでいるが、今の取り組みでいいのか。町独自の取り組みをこれから進めていく考えはないかについてお答えします。

昨日の中島議員の一般質問でもお答えしましたが、黒潮町としては漁協が事業主体となり、新規漁業就業者ならびに漁業の雇用労働者から独立して自営漁業者になられる方に対し、初期投資の負担軽減を行うことにより就業の促進を図るための新規漁業就業者支援事業と並行しまして、漁船リースを目的とした中古船を購入する費用に対し補助制度を実施しています。各事業の上限はありますが、県補助金に町補助金を上乗せをしまして、漁業就業に掛かる経費を少しでも軽減させ、軽減された取得費で漁業機器の整備をしていただき、漁労活動の向上を図っていただきたいと思います。

なお、漁業者の支援としましては、間接的にはなりますが資源管理型漁業、簡易魚礁の設置と併せまして、ヒラメ、イサギ、ハマグリの子苗放流をしています。これによって、後継者ではないですが高齢漁業者施策としても実施しているところです。

また、そのほかの支援になりますが、漁業機器の支援対策。昨日も申しましたが、沿岸漁業者設備投資支援事業。これですが、エンジンや漁労機器。これも同様に、県補助金に対しまして町補助金を上積みして実施しています。昨年は、この事業を入野所で1名の方が活用しています。

また、各種制度資金、借受者への助成としまして、漁業近代化資金や漁業災害補償法に基づく漁業共済事業、これらを活用された方につきまして、当年度の支払利息ならびに掛金に対しまして0.5から1パーセントを補助しています。

資金に対しましては、漁業近代化資金、漁業等経営育成資金、水産業経営資金、小型漁船建造資金、漁獲共済掛金補助。計5つの資金に37件、270万6,971円。以上の助成をしているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

まあ、今でもやってくれようということではありますが。

この制度ですけども、どれぐらい、何年ぐらいやっていますね、実際の実績。何人ぐらいがしっかりと漁業に

携わっているかということは分かるでしょうか。

(議場から「新規事業」との発言あり)

うん、新規の。新規の分です。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

澳本議員の再質問にお答えします。

黒潮町としましては平成26年度から実施をしていますので、実績としましては、昨日も申しましたように1名の方が現在やっております。

高知県では、26年度実績としまして9名の方がこの事業に乗っています。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

澳本君。

5番 (澳本哲也君)

26年からの取り組みということで、まあ僕の考えですと、やっぱちょっと遅かったがじゃないかなという気はします。

そして、これからの、まあ10年後の、今、黒潮町の漁港の姿というものを想像してみたらですね、非常に危機感を持つと思うがですけども。

行政として、10年後の漁港の姿というものをどう予想されているでしょうか。

お願いします。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

澳本議員の再質問にお答えします。

10年後の漁港の姿ということですが、昨日も話をしましたように、漁業センサス、それを基にしますと、2013年次漁業センサスですが、その5年前の2008年次と比べますと、漁業従事者数はマイナスの108人となっています。経営数は10経営体ですが、急速に漁業者は少なくなっています。

澳本議員が心配されますように、10年後の漁業、漁港にあるべき漁業者につきましては私たちが危惧(きぐ)していますが、高齢漁業者が引退するのを少しでも長くしたいと。そういう形で、現在は取り組んでいるところでは。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

澳本君。

5番 (澳本哲也君)

後継者も大事ですが、今現在ですね、入野の万行ですけども、若い漁業者も育ておるがが事実です。

何年か前にですね、横浜の若い漁業者たちは、もう漁が少ない、そしてもうモジャコも駄目だということで、漁船を売って、それと商船なんかに行ったという事実があるがですけども。これからのそういった漁業を支えていく若者。若者を行政としてどうしてやるのか。そして、行政が何をしてやれるのか。で、今の現状をしっかりと把握してやってもらいたいと思うがですけども。

そういった若い者の取り組みは、これからどうしたらいいと思いますかね。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

澳本議員の再質問にお答えします。

若い方たちの今後の漁業施策についてですが。直接、やっぱり漁業活動を行うためには漁船、それが必要だと思っています。

そして併せて、現在はもう機械によつての漁業活動。それになってきますので、先ほど申しました漁船のリース事業、そしてまた漁業機械の支援事業、それを併せながら漁業の施設近代化を図っていくと。それで対応したいと考えています。

また、繰り返しになりますが、補助金のみではなかなか費用が大変だと思います。で、若い方たちは、漁業近代化資金、育成資金等が対象になってきます。その方たちが借りられました制度資金につきましては利子補給、こちらで少しでも軽減を図っていくと。そうして、漁業の若い方たちが参加できる、そういう環境づくりをしていきたいと思っています。

なお、漁協からですね、どうしても漁協と調整をしながらということになってきますので、その集約はやはり行政と若い漁業者ではなくて、漁協がある一定取りまとめていただきたいと、そう考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

そういったことをその現場に行つてですね、若い者の研究会でも話をしてですね、しっかりと現状を把握してもらいたいと思います。

そして、万行には、まだ若い素潜り漁師もおります。この素潜りはですね、昔から万行の自慢の漁法で、僕は本当に誇りに思っております。しかしですね、若い者はおりますけども、もう 80 歳になる人も、まだいまだに潜っておるといふ状況にあるがです。そういったね、そういう放流事業も、これからどんどんやっていかないかんなんらと思うがですけども。

町として、これからそのハマグリだけじゃなしに、この放流事業、こういったことをまたやってくれるんでしょうかね。

よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

澳本議員の再質問にお答えします。

潜水漁業者の方の対策ということで、今、お答えさせていただきますが。放流事業は現在、ハマグリを行っています。

そして漁業者の方、入野所で取りまとめをしてもらっていますが、サザエ、こちらについても要望を聞いてます。ただ、サザエにつきましては種苗が約 2 センチ前後というサイズですので、太平洋にいきなり放流しても、それが高、低気圧、台風等で打ち上げることはもう事実ということになっていきますので。そこをですね、

漁港施設内の中で中間育苗をするとか、そのあたりの試験的なものを今後実施したいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。しっかりと聞きました。

そして、そういった素潜りの漁師もですね、これからどんどん多くはならんとは思いますがですけども、残していくということは僕たちのしっかりとした役目だと思しますので、よろしくをお願いします。

そして、漁港にですね、行政の方々もしっかりと足を運んで、その場のその意見、現状をですね把握してもらいたいと思います。

2 番に移ります。

地産外消と、地産地消と、いろんなことに取り組んでおられますが、これからですね、もっと新しい地産地消というようなものを取り組まなければならないと思っておりますけども。まあ、カツオじゃあアカモツとか、パンフレットなども作成して積極的に取り組んでいるということをお聞きしましたけども。

ほかに、こういったものをやりたいなど、漁業者らに提案などないでしょうか。これからの展望をお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

通告書に基づき、澳本議員のカッコ 2、地産外消、地産地消と取り組んでいるが、新しい地産地消の取り組みはないかについてお答えします。

黒潮町の水産物は、各市場で仲買人により競り落とされ、都市圏を中心に流通されていますが、価格は仲買人の取引先の状況によって決められているのが現状です。

このようなことから、議員も申されましたように、佐賀統括支所では、日戻りガツオ、わら焼きタタキ、ならびに、小型底引き網で水揚げされた水産物の加工品を、また、入野所ではアカモツを、都市圏でのシーフードショー、県外イベントに参加しながら、また、高知家の魚応援の店、こちらの方で PR をしているところです。

なお、アカモツにつきましては、来月 7 月 14 日に、築地にあります築地につぼん漁港市場にある、さかな屋高知家、こちらの方で消費市場関係者と情報提供をしていく予定です。

また、地産地消の取り組みにしましては、町内の事業所が、鈴漁港で水揚げされている水産物を使った加工品を学校給食へ提供しています。

ご質問の、新しい地産地消の取り組みはないかについてですが、町内の各飲食店は独自の仕入れルートを持っています。そこに行政が関与すること、また、黒潮町の食材を使った新たな飲食店の展開につきましては、海洋森林課では今のところ考えていません。

なお、学校給食等については、食材の均一的な規格、また、納入量ならびに事業所の衛生管理体制、これが求められてきますので、小規模事業者での対応は大変厳しいものとは考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

まあ、今のところ何も考えてないということですが。

今です、この宮地議員も午前中に言ってましたけども、やっぱり観光ということでしっかりとらえなければいけないと思うがです。今の観光はですね、まあ珍しい所を見に行くとか、そういうがではなくて、この何を食べに行こうというような観光が、今、ほとんど主になっていると思います。

そうなった場合ですね、佐賀地区には黒潮一番館ですかね、たたきを実演したり、まあ食べることはできるがですけども、大方地域ではそういうものはありません。で、大方地域ではですね、田野浦のちりめんもあります。伊田の大敷もあります。入野で言ったら、素潜りの取ってきたウニとか、そして、さっき言ったアカムツなんかもあるがですけども。こうしたものを活用してですね、地元の漁業者や女性部と話し合っ、どうにかこれをできないだろうかということを考えておる漁業者もいっぱいおるがです。

地産地消といいますけども、地産地消の消（しょう）を、商（あきない）と考えてですね、これをどうにか取り組みとして、行政としてバックアップできないだろうかと思うがですけども。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

観光サイドでの考えということでございました。確かに、食を観光の売りにするというのは、高知県でも現在取り組んでおるところではございます。

議員がお考えになっている計画とは多少異なるかもしれませんが、入野地区の土佐西南大規模公園内に海のバザール施設がございます。以前、その施設内で、当時の大方町漁協が直営食堂を提供していたことがございますけれども、その食堂も、お客さまの減少に伴いまして閉店した経過もございます。

そういったこともございますので、議員のご提案につきましては慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

確かに、検討をせないかんとは思いますが。

海のバザールが出ましたけども、あの海のバザールも使い勝手が非常に悪いがです。暖房はできない、冷房はできない。そういった中でなかなか、お客を呼ぶということになると、なかなか難しいところがいっぱいあると思うがです。

そういったことも考慮してですね、これから前向きに検討してもらいたいと思います。何せ漁業者がですね、相当この取り組みをしたいというのが多いもので、ぜひとも行政としてバックアップをよろしくお願いします。

3 番目にいきます。

漁業施設の老朽化が進んでおります。特にですね、入野漁港の荷さばき所ながですけども。危険な施設、場所が多く見られますけども、これからどうするのかということです。

荷さばき所がですね、もう中の鉄筋が相当腐ってですね、もう柱なんかもぼろぼろ落ちております。ほんで天井もですね、もう相当雨漏りもして、上からコンクリートが落ちてきて、もうちょっとで頭に落ちよったというような事例も実際はあるがです。

そういったものをこれからどうするのかということ、まずお聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

通告書に基づき、澳本議員のカッコ 3、漁業施設の老朽化が進んでいる。危険な施設、場所など多く見受けられるが、これからどうするのかについてお答えします。

漁業施設は、漁港施設、水産施設に分類して、町は管理をしています。

漁港施設につきましては、町管理漁港のうち、入野漁港につきましては平成 21 年度に、施設の老朽化度の把握のための簡易調査を行い、その調査判定内容に基づき、平成 25 年度に各施設の潜水調査等の詳細調査を実施し、保全個所の緊急度合いの把握を行っています。

また、鈴漁港は、本年度に同様の施設の詳細調査を実施する予定であり、秋ごろには保全内容の全体把握ができるかと考えています。

実際の町管理漁港の保全工事につきましては、調査により多額の修繕費用が算定されているため、特に緊急度の高く、かつ、実際に利用されている漁民の方との現地協議を含めながら、今後 5 カ年をめぐりとして整備を調整していきたいと考えています。

なお、整備水準につきましては、漁港施設が新規の施設整備より現在あるべき施設レベルの確保に重点を置き、より少ない費用での施設の長期保全を図る整備計画を立てていく考えであります。

また、水産施設につきましては、黒潮町の所有施設と漁業組合の所有施設があります。

黒潮町の所有施設につきましては、議員が申されました入野漁港の荷さばき所など、老朽化した対象となる施設の耐震調査を行いながら、漁港施設と同様に整備レベル、費用対効果を検討しながら、漁業活動が維持できるように整備計画を立てる考えです。

漁港施設ならびに水産施設とも、施設改修には関係漁協の事業負担金が必要となります。高知県漁協と協議しながら事業推進を図っていきますが、天井からの落下物、そういうようなものがあれば、予算のこともありますが、落下防止ネットとかそういうような軽微な対応にはなってきますが、その対応を今後講じていきたいと考えています。

なお、漁業組合の所有施設。これにつきましては、高知県漁協の経営計画の中で進行管理をされています。そのことにつきましては、行政担当課からの答弁は控えさせていただきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

すいません、入野漁港はですね、まあ、すぐにできたような漁港じゃありません。部落差別によってああいいう所へ住まされ、そして漁港ができない場所で漁師をしたというような経験でですね、先輩たちの運動や押し上げ、そして血のにじむような努力によって、ああいうふうな立派な漁港、荷さばき所ができた、僕は思っております。

この施設をですね、後輩たち、未来にしっかり残して伝えていくことが僕たちの任務であると考えておりますので、そういったことをまず頭に入れてですね、これからも維持にしっかりと努めていってほしいと思っております。

そして、まあ負担金の問題などもありますけども、今の漁協ではですね、なかなかこの負担金の問題といっ

ても、なかなか難しいところがあるんじゃないかと思うがですけども。やはり、第一次産業の漁業をですね、沿岸漁業をしっかりと守っていくということになればですね、そういったその負担金の問題なんかもみんなで知恵を出し合い、また絞り合いながら、この問題を解決せないかんがやないかと思うがですけども。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

澳本議員の再質問にお答えします。

施設の整備の経過につきましては、私も先人の方からいろいろ伝え聞いております。また、浜上げ、押し上げ等で、施設の要望活動費等についても、漁協関係者のみじゃなくて漁業者皆さんが、そしてまた地域皆さんがご苦労されたことも聞いております。

そのような施設を今後末長く維持していく。そのためには、先ほど申しました、漁港であればストックマネジメント事業で少しでも施設の耐用年数を伸ばしていくと。そういうふうなものを考えていかなければならないと考えてます。

また、施設の整備ですが。議員が申されました荷さばき所、その前面の物揚施設につきましても、矢板工法でされてます。そちらを先に修繕しないと、建物が先にいくと物揚場が修繕できないと。そういうふうな工程的なものを考えながら、順次整備をしていきたいと考えています。

なお、負担金につきましては、町条例の黒潮町分担金賦課徴収条例、こちらに明記されています。漁港につきましては、入野漁港であれば事業費の約4パーセント。また、水産施設につきましては、補助金の残額の2分の1以内と明記されています。こちらの方で、その施設の整備水準、それが公共性のあるものとかいろいろそれを加味しながら、負担金の率、その他については随時検討をしていますので。そのときに、また漁協の財政規模等も考えながら対応していきたいと思っておりますが、現在、他の漁港、漁協でやっているものはこれに準じた内容で負担金を頂いておりますので、併せてそのことも申し上げさせていただきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

まあ実際のところですね、冷凍庫の方も、ほんとにもう建った当時のものを使っております。で、モジャコの餌なんかもですね、昔ながらに一枚一枚、職員なり、また漁師がですね入れて、そして、一枚一枚また出しております。もうほんとに重労働ながです、これが。で、その冷凍庫もですね、7月にはフォークリフトを購入するというようなことを聞いておりますけども、今の冷凍庫の場合やったら、そのフォークリフトも何パーセントしか、ほんとに少ない稼働率になってくるんじゃないかなと思うがです。

そういったことも考慮してですね、まあ冷凍庫の建て替えじゃないですけども、改良、改善をですね、進めていかなければならないと思っております。そこらへんをもっと、これもですね現場としっかりと話し合っ、まあ行政の方もご苦労掛けますけども、よろしく願いを致します。

2番にいきます。町内の公営住宅、改良住宅の耐震化と改築についてです。

公営住宅、改良住宅の耐震テストの実施はどうなっているか。改築も考える時期に来ていると思っておりますがということです。

公営住宅、町内にも結構あります。で、改良住宅は、横浜、そして万行とあるがですけども、本当にもう改良住宅にしてみれば、もう40年以上たっちゃん建物です。

これをですね、住民の方々がほんとに、もうこれ、大きい地震が来たらまず崩れるねえというようなことをよく聞くがですけども、これはどうなっているのでしょうか。

よろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の2番、町内の公営住宅、改良住宅の耐震化と改築についてのご質問にお答えを致します。

現在、町内には、公営住宅が223戸、改良住宅が162戸、特定公共賃貸住宅が15戸、特定優良賃貸住宅が4戸、合計で404戸の町営住宅がございます。日々、維持管理をしているところでございます。

住宅の躯体構造としましては、コンクリートブロック造りが180戸、鉄筋コンクリート造りが189戸、木造造りが35戸あり、そのうち、1982年、昭和57年になりますけど。建築基準法の改正、いわゆる新耐震基準になりますけど、それ以前の建物が282戸ございます。

耐震診断につきましては、平成19年にコンクリートブロック造りの住宅180戸について3件サンプルを抽出し、診断を実施致しました。結果、耐震性に疑問ありという判断に至っております。この結果から、町内のコンクリートブロック造りの住宅180戸につきましては、すべて耐震性に疑問ありという見なしをしております。

鉄筋コンクリート造りの住宅189戸につきましては、平成19年に高知県が示しました項目により予備診断を行ないました。これは耐震診断不要となっております。

木造住宅35戸につきましては、すべて昭和57年以降の建設のため、新耐震基準を満たしていると判断をしまして、耐震診断を実施していません。

また、議員より、改築も考える時期に来ているのではないかとのご質問でございますが、町営住宅の中で、津波による浸水が予想されます、耐震性に疑問がある住宅が180戸ございます。

本町では、第3次黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方でお示しをしておりますとおり、中長期計画として安全な住宅地の形成。これは高台等でございますけど。それについて、町営住宅については耐震基準を満たさない施設も多くあり、特に建築年の古い町営住宅万行第1団地、第2団地については、役場本庁舎が移るスケン谷への建て替えに向け基本計画を作成をし、早期に高台移転を目指すというふうにしております。

町営住宅の中で最も古い万行第1団地、20戸ございますけど。これにつきましては、昭和39年から昭和の43年に建設されまして、耐用年数も過ぎていることから、また、万行第2団地10戸につきましても、平成28年に耐用年数を迎えるということ踏まえまして、新庁舎建設予定地の西側に建て替えを予定をしていきたいというふうに考えております。

具体的には、昨年度、黒潮町営住宅万行第1、第2団地の移転の建設基本計画を、入居者の方々と策定をいたしました。

庁舎建設後は、町財政の状況も踏まえまして、用地造成、基本・実施設計、建築工事等、適宜進めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番 (澳本哲也君)

ありがとうございます。

その、万行第1と第2ですけれども、地元の入っている住民の方々からですね、まあいろんな意見が出ると思いますが、みんなが納得のいく移動ということでよろしく頼みます。

そして、僕が危険だと思うのは、万行の場合、あの避難タワーの近くにですね、多くの改良住宅がございます。もし震災が来てですね、あれが崩れた場合、タワーへ逃げるどころじゃないんじゃないかなと思うんですけども。それでまた、家が崩れて、また二次災害で人が亡くなる。そういった危険な場面もあると思うのですが。

その改良住宅の方は、中長期的ですかね、では、ちょっと遅いがじゃないかなと。ほんとにこれは早急に取り組まないと、いつ来るか分からん地震に、毎日、怖い怖いと思いつつながら生活するという事はなかなか厳しいんじゃないか。そう思うんですけども。

どうでしょう。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

確かに、改良住宅等についてはかなりもう古うございます。地震が来れば、倒壊の可能性も出てきます。

町としましては、建て替えをするにしましても、現地での建て替えというが非常に疑問を抱いています。津波が来る所にまた建てるのかということもあって、どうしてもやっぱり津波被害を受けない高台ということを目指しております。

先ほど申し上げましたように、高台といいますと、当然山手の方になりますので造成費用が掛かってきます。造成地があり、それへ行く道路等のライフライン、水道も電気も当然要りますけど。そういう多額の経費が掛かってまいりますので、当面ですね、一番危険な所にある万行の第1と第2団地を高台へ持っていきたいということで進めておりますので。

順次ですね、それが終わり次第、大方地域、佐賀地域にもございますので、それを計画してまいりたいというふうに考えております。

議長 (矢野昭三君)

澳本君。

5 番 (澳本哲也君)

そういうことはもう本当にスピード感を持ってですね、やってもらいたいと思うのですが。改良住宅は普通の住宅と趣旨が違くと、僕は思っているんです。同和対策事業で自分の土地を売ってですね、立ち退いて、あそこの住宅へ入ったというような経緯があります。

そういったことを考えても、やっぱり僕が一番いいのは、やっぱり今現在、建ってる住宅を耐震工事はできんのかなと思うんですけども。

耐震工事はできんがですか、あれは。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは再質問にお答え致します。

改良住宅のほぼ全体が、もうコンクリートブロック造りでございます。ご存じのとおり。

コンクリートブロック積みについて耐震補強ができないかという検討もしました。県とも協議を致しましたけど。ブロックについては、もう基本的にできないという結果が出ております。

従いまして、もう建て替えにならざるを得ないというふうに、町としては判断をしております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

建て替えなければならないとなると、早急にほんとにやってもらわないと困るんです。

特にですね、あそこに入ってる若い住民の方々はですね、防災についてはほんとに関心が高くですね、もうとにかく安全な家に住みたいと。そして、まあできればこの場所に残ってですね、住みたいというような考えの人が多いです。

高齢者につきましてはですね、まあそんなことしよつたら家賃が高くなるけんとか、そういった意見もありますけども、やっぱり命を守るということは一番大事だと思いますので、何といても早急にそれは。まあ、第1、第2もほんとに大事です。並行に、できたらですね進めていってもらいたい。それだけ重要なことだと思うがですけども。

どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではお答えを致します。

スピード感を持って進めなければいけないというご指摘でございます。当然のごとくでございます。

ただ、町の財政事情もございますので、その付近も考慮して担当課としては対応しまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

まあ、財政の面もあるかと思いますが、やっぱそういったことをですね、住民の方々、そして部落にきっちり報告をして、住民にしっかりと伝えていってもらいたいと思います。

この住宅問題ですけども、本当に万行も、そして横浜も、ほんとに半分以上がこの住宅に頼るような部落です。ほんで、ほんとに命を守るということが一番大事ですので、町長をはじめですね担当課長、苦勞を掛けると思いますけども、これは本当に早急にやってもらいたいと思っております。

以上で僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、14時40分まで休憩します。

休 憩 14時 29分

再 開 14時 40分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番 (山崎正男君)

それでは私の方から、通告によりご質問させていただきます。

3 点でございます、医師確保について、それから震災対策について、漁業対策についてということでご質問致します。

まず第 1 点目でございますが、もう既に藤本議員の方からも同じような質問もございましたが、私の方は私の方なりに、またご質問させていただきますのでよろしくをお願いします。

佐賀拳ノ川診療所の医師確保をどのように進めるか。

住民の不安や要望に対して早急な対応が必要だが、町はどのように考えているか。現状と今後の対応を聞きます。

また、教育長には、学校の児童生徒の健康対策の面で、医師の必要性をどのようにとらえているかお聞きします。

まず第 1 点目でございますが、過去の赴任医師名と勤務年数が分かれば教えてください。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

それでは、山崎議員の医師確保についてのご質問の 1、過去の赴任医師名と勤務年数についてはお答えしたいと思います。

拳ノ川診療所におきましては、昭和 47 年から平成 18 年まで、実に 35 年間もの長い期間にわたって疋田医師が所長として勤務をされ、佐賀地域における地域医療に大きく貢献されてまいりました。

その後の花田医師につきましては、4 年間の勤務でしたけれども、2 年目からの 3 年間は勤務医ではなく、委託という形での開設となっております。

続く、平成 23 年からの 2 年間につきましては、尾崎医師が勤務されておりました。

そして、平成 25 年に赴任されました小野医師につきましては、1 年間という短い期間で退職をされております。

また、佐賀診療所におきましては、公設民営という形で長い間西村医師が経営をしてまいりましたけれども、平成 14 年から、現在の真崎医師が後を引き継ぎ、現在まで 14 年間、開業をされております。

以上で、山崎議員への答弁とさせていただきます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

ありがとうございます。

わが町のその医師は、今言われたような先生方にいろいろと携わっていただいて、町民の方も安心して今まで、健康問題も安心しておられます。先生がいることによって、その地域の方は自分の健康の安心とともに、自分の持っている仕事。明日から頑張るという仕事の安心もございますので、この医師問題については我々の町の存続にまで影響が出てくるわけです。

今後ですね、まあ今は拳ノ川がおりません。それから、佐賀の真崎先生も退任を表明されてるような格好でございますが。この医師の確保という問題についてはいろんな条件があると思いますが、今後、将来的に、もしくは近いうちに、こういう状況になり得るということで話してかまん状況であれば、申し込みたいと

思います。これは、町民は佐賀の診療所の真崎先生のことを聞いてから、もう佐賀にも医者がないのがじゃないだろうかという心配が大きいです。

で、やはり医療というものがしっかりしてないと、町民は精神的にも不安になってきますので、今後のですね、その医師の確保の見通しがあればお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

質問者、2番ということですね。

（山崎議員から「兼ねてでもかまんです」との発言あり）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員のご質問の2番目、医師確保の条件と赴任の見通しはというご質問にお答えしたいと思います。

これまでも幾度となくお答えしてまいりましたけれども、へき地医療における医師不足は本当に深刻でございます。大変多くの自治体が、この医師の確保については苦慮をしているという現実がございます。黒潮町も、これまでも町長を筆頭に一生懸命対応してまいりましたけれども、やはりさまざまな条件整備がまず第一条件ではないかというふうに考えております。その中でも、給与等の条件整備、これが第一の条件というふうにとらえております。

また、赴任の見通しはという部分でございますけれども。現在、その医師確保に向けて、これまでも申しましたように誠心誠意、町長を筆頭に取り組んでいることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

医師の確保は今のところはっきりしてないようでございますが、まあ努力されてるという感じはございます。

私は、この黒潮町が無医村、無医町といいますか、医師のないような町になってはほしくないわけですので、この医師の対策については、例えば5年計画とか10年計画とかいうことを持ってですね、医師確保を安心して継続的にやっていけるというふうな状況に持っていかないかと思うのですが。

その際に、例えば町は今後、医師の確保をここ5年は安心しておれる、10年は安心しておれる、というような状況で捕まえていくのかどうか。そこの心づもりをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

黒潮町としましても、この医師不足の部分につきましては本当に、昨年来から真剣に取り組みを進めてまいっております。

従って、でき得る限り長く来ていただける先生がおりましたら、でき得る限り長くこちらの方で運営をしていただきたいというふうに、基本的には考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私の質問の内容がちぐはぐでございますけれど、3番目の、例えばお医者さんを、来ていただくに当たって、それからまあ今後の条件等、勤務条件や待遇条件の整備、どう考えているのか。今はまだそういう事態でないというのか。そこらはいかがでしょうか。

それとですね、この佐賀の診療所は、これも建物がだいぶ古くなっておりますので、これらの建て替え問題もやがては来るがじゃないろうかと思いますが。今言う津波の問題もありますし、それから先生の安全というようなことも考えれば高台という構想もできますが、地域住民は地域におられますので、高台まで、お医者さんの機関まで追わえていくというのはなかなか難しいと思いますので。

まあ現状のところで、今後、建物もしっかりしたものに建て替えていく構想があれば、それも踏まえてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員のご質問の3番目、勤務条件や待遇条件の整備は考えているかと、佐賀診療所の老朽化に伴う建て替え等についてどのように考えているかという部分についてお答えさせていただきたいと思います。

勤務条件につきましては、やはり医師の給与が中心になってくると思いますけれども、現在、民間病院並みか、それ以上の給与を提示しないと、この地方の診療所には来てもらえないというような現実があるというふうに認識しております。従いまして、この勤務条件などの条件整備にしっかりと取り組みたいというふうに考えております。

それから、老朽化している佐賀診療所の問題でありますけれども、佐賀診療所につきましては、耐震改修は行っております。しかしながら、建物全体の状況が少し古くなっておりますのでそういった部分と、あと、安全、安心な場所への高台移転とか、そういった部分も総合的に考えてですね、これから町の将来計画、中へ取り込んで対応していくように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

現在、その佐賀診療所で、まあ病気なりけがなりで通院されてる方、それから、薬をもらいに行ったり来てくれる方。そういう全体を見てですね、患者さんといいますが、診療所で抱えてる患者さんの総数なんかは分かっている数字はないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

正確な数字ではないかも知れませんが、先生の方から伺った部分では、一日70人くらいの患者さんが診察を受けております。

それから、半日だけの診察日でも50名くらいの患者さんが診察を受けてるようです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ、佐賀の診療所でございますので一日 70 人程度ということでございますが、診療所を信頼しておいでしてもらっている方にとっては、もうなくてはならない診療所であり医師でございます。

で、まあ 4 番目の問題にも絡みますけれど、その現在の真崎先生の保留といいますか、できるだけ長くおいでもらいたいという希望があると思いますが、これはまあ先生のご意思もでございますので何とも言えませんが、できるだけ、今までかかった患者さんが安心して診療所へ通えるように、留意に努めてもらいたいと思うのですが。そこらあたりの見込みはどうでしょうか。あと 2、3 年は何とかお願いできるというようなことになればありがたいのですが。まあ新しい先生、後任というか、それが見つかるまでということになるのか。

今後のその見通しはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、山崎議員の医師確保についてのご質問の 4 番目、現医師の延長は依頼できないのかにお答えしたいと思います。

この質問につきましては、藤本議員のご質問でもご答弁させていただきましたけれども、その対応に本当に苦慮しているというのが実情でございます。

住民の方々の不安をしっかりと受け止めながらも、過度の不安を抱かせないことも重要であると考えております。町長を筆頭に誠実な対応をお願いをしていることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の質問の中で、あと何年ぐらいかというようなこととか、その留意の気持ちとかが明快には出てこなかったように感じるわけですが、どちらにしても、医師が不在とならないような対応が一番大事かと思しますので、町民に対しても、医師の不在になるようなことは避けますよということになるのか。

高知県下の医師の状況とかを見ましても、全体的に人数が少ない。それから、新しく赴任される先生方も少ない。高知県へ来られる方も少ないというような状況があるのかどうか。全国的に見ても、この医師の確保いうが大変難しいような状況にあると、私は感じておりますけれど。

そこらあたりの状況、高知県の、県の知事の判断なんかもあるかも分かりませんが、もうこの医師の問題を県下の安心、安全な町をつくるということで配慮があるのかどうか。そこらもお聞かせいただきたいと思いますが。県下の状況、どこへ行っても医師が不足してますよというのか。もっと全国的に、そういう医師の確保の対策の状況もあると思いますが、こういう所に連絡を取ってこういうことをしております、その結果を待たなあ、この医師の確保できませんというのか。

まあ我々の心配するのは、継続的な医師が確保できるのか。早急にできるのか。3 年後か、10 年後か。そこらもありますし、先生にも、そういう場合になったら真崎先生にも無理言って、もう何年かおってもらわないかんような状況も。住民挙げてお願いせないかんかも分かりませんので。

かまん範囲で、その医師不足の全国的な状況があれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えします。

県下的にも、まあ全国的にも、この地方の医師不足というのはほんとに深刻だと思います。

高知県としても、県の医師確保課(医師確保・育成支援課、それから高知県医療再生機構。こういった部分が中心になって医師の募集、高知県に来ていただける医師を募集を県を挙げてもしておりますし、黒潮町としても、県と連携しながら要望していった、医師を探しているという状態が続いております。

県下的に、これから将来的にという部分になりますと、あと4、5年はこういった状況続くんじゃないかというふうに、医療再生機構の先生方とか県の方の認識もございます。

劇的に変わっていくっていう部分は難しいかも分かりませんが、将来的に見れば医師が余ってくる状況があり、地方に回ってくる医師も増えてくるんじゃないかというふうな見方は県の方でも持っているということをお伺いしました。

現状では以上です。

議長(矢野昭三君)

山崎君。

4番(山崎正男君)

少し観点を変えまして、教育長の方にお聞きしますが。

学校サイドで、小学生から中学生、保育所もあるかも分かりませんが、その健康面で健康診断とかいうこともされてると思いますが、医師がいなくなった場合のこと。まあ、現状はこうしております、医師がいなくなったらこうなりますというようなこともあるかと思いますが。

まず、現状とか医師の必要性をどう感じておられるか。

お聞きします。

議長(矢野昭三君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

それでは山崎議員の、医師の確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童生徒の健康対策の面で、医師の必要性をどのようにとらえているかのご質問でございますけれども、医師の確保は非常に重要であるというふうに考えております。

児童生徒の日常生活における医師の必要性はもちろんのことですが、学校生活を営む上においても、医師は欠かすことができません。

学校は、学校保健安全法に基づき学校医を指定し、毎年、定期的に児童生徒の健康診断を行わなければならないことになっております。現在、拳ノ川診療所の澤田医師に、拳ノ川小学校と伊与喜小学校。そして佐賀診療所の真崎医師に、佐賀小学校と佐賀中学校の学校医として、内科検診、これは背骨および胸郭の異常の有無、そして結核の有無。これをお願いをしております。

仮に医師の確保ができないということになりますと、学校医を近隣の市や町の医師をお願いをしなければならなくなります。さらに、学校管理下における児童生徒のけがや病気などへの対応においても、学校の近くに医師が常駐をしていることは、それだけ迅速な対応ができます。

このように、児童生徒の健康対策や緊急時の対応等の面からも、地域へ医師が常駐することは非常に重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長(矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

教育委員会の方でも、医師の重要性については十分認識されておるようでございますので。

わが黒潮町において、その医師が大変重要な位置にあると。これは学校もそう、日常もそう、それから、今言う災害の時点でもそうなるかと思いますが。

最後にですね、町長、無医師にならないような今後の努力といたしますか、その意気込みをできたらお話お願いしたいのですが。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

佐賀地区の診療所が管轄します医療圏域約 3,000 人を抱えた、そういった住民の皆さんがお暮らしの地域の拠点施設でございます。ここが無医ということになることは、行政としましても許容範囲ではないとらえております。

全力で、この無医状態は回避するように努めてまいります。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

町民全体の望みでありますので、どうかよろしく申し上げます。

続きまして、第 2 問、震災対策についてということでお伺い致します。

震災という題目しておりますけれど、その 1 番ですが。震災が今にも起こるという想定の中で、伊方原発の再稼働については、県知事が地元同意の判断をするということになるわけですが、原発の安全性や経済性をどのように受け止めているのか。

それから、福島原発の事後処理を見ると危険そのものであると考えますが、原発再稼働の是非を明確にし、国や県に訴えるべきではないかと考えるわけですが、町の方針や考え方をお聞きますと。こういう質問でございます。

私は、まあ原発というそのものについては、日常的にはエネルギー対策としても経済対策にしても効果的なものであると考えてはおりますが、現実的に東北で起こったああいう地震によって、原子力発電所がいまだに、4 年も過ぎても、その中心部について何ら調査もできにくい状況がございます。

これを見ますと、今まで私の考えていたその原発の日常的な、安全とかエネルギー対策とかを飛び越えてですね、これはもう危ないものであると。危険なものであるという認識を持たざるを得ないと、私は考えております。

そこで、伊方原発の再稼働ということがありますけれど、距離的にも、伊方原発は確かに 70 キロ以上は我々の町村とは離れておると思います。70、80 キロは離れていると思いますが。この、いざ津波じゃ地震じゃという段階で、そのことが果たして、あそこにあることが是非かという問題になってきたときに、町は、本質的にはやはりこの原発の再稼働については反対すべきであると思いますので、そこらあたりの観点を、町長の考えをお聞きしたいと思います。

お願いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山崎議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、外郭でございますけれども、原子力規制委員会が去る5月20日の定例会合で、四国電力伊方原子力発電所3号機につきまして、再稼働の前提となる新規制基準を満たしたと認める新査書案を了承されたようでございます。各種の報道のお言葉をお借りしますと、事実上の合格証ということだそうでございます。その後、1カ月間のパブリックコメントの期間を設け、その後、夏にも正式決定ということになるかという報道でございました。

また、この審査書案は膨大なものになっておりまして、中には自然災害に対する備えや事故対策が盛り込まれ、それらが原発の新規制基準に適合していると評価がされたそうでございます。

四国電力はこれまで、2013年7月に審査を申請されております。審査では、規制委員会から地震対策などの安全対策の強化が要求されまして、これを受け、想定する地震の揺れの大きさ、いわゆる基準地震動でございますが、こちらを、当初の最大570ガルから650ガルに引き上げ、耐震補強を実施。また、津波の高さにつきましても、当初想定4.09メートルから8.12メートルと、約2倍に修正を致しました。併せて、予想外の重大事故が起きた際の事故の進展を食いとどめる、緊急時対策所を新たに建設したようでございます。

なお、これらを踏まえた結果、審査合格ということになりまして、その後、工事計画と保安規定の認可ならびに運転前の設備検査、そして、地元の同意が必要になってまいります。

これらを踏まえ、基本姿勢を申し上げます。これもこれまでの議会でたびたびご質問をいただいておりますが、内容に変更はございませんので重複致しますが、ご理解いただきたいと思っております。

これまでも申し上げてまいりましたが、再稼働、あるいは停止の、どちらにしましても広く国民理解が大前提となると思っております。そのために、国には施設の安全性とエネルギー施策全体について、これまで以上の説明責任が生じると考えております。

また、徹底した情報公開により、多方面からの検証も保証されることが必要であります。これらの懸念が払拭（ふっしょく）され、かつ、苦渋の決断で長年発電施設を受け入れてこられた地元の方々の同意が得られるということになると、再稼働という選択を受け入れなければならない場合も当然出てこようかと思っております。

しかしながら、これもこれまでの同様の内容でございますが、仮に再稼働というような措置になった場合でも、あくまでもこれは現在の国に置かれた状況をかんがみの上での短期および中期的な措置であるべきであり、長期的には脱原発を目指さなければならないと考えております。

そのために国は、脱原発を可能とするために必要なさまざまな科学技術の確立に積極的投資を行う。こういったことを求めたいと思っておりますし、併せて、早期に脱原発に向けたロードマップを策定すべきだと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

よく分かります。

脱原発ということでございますが、もともと、長期のそのエネルギー対策を脱原発でやっていく。これは大事なことでありますし。

それから、チェルノブイリとか、今まで大きな原発の事故がありまして、何十年も放置せざるを得ない、こういう現実ですね。こういう現実がある中での再稼働、それから、脱原発を目指すということである方針の中

での、伊方の再稼働という問題ですけれど。町長の今のお話でよく分かりましたけれど、黒潮町としては、もう原発はとにかく駄目ですよ。今後、新規も再稼働も駄目ですよというような、強い観点で臨むべきじゃと私は思っております。今の町長の姿勢でも、多分そういう意向が強いがじゃないろうかと感じ取りましたが。

燃料の処理問題、要するに後の使用済み燃料ですか。そういう問題が大きな観点になりますので、私は、この人間社会でエネルギー問題が原発に頼らなくてもいいという時代がやがて来ると信じておりますので。それまでの間に、いろんな観点、見る観点は、やはり原子力はいきませんねというようなところで対応していただきたいという願いがありますので。

今後、そういう観点は町長は変わりませんか。そのことだけちょっとお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的な考え方は、ただ今申し上げたとおりでございます。

繰り返しになりますが要約しますと、基本的には、将来の方向性は脱原発であると考えておりますが、場合によっては、いったん再稼働を認めざるを得ないといったような状況も、当然発生してくるのではないかと思っております。

先ごろ、経済産業省がエネルギーミックスを示すことになりました。2030年のエネルギーの電源構成がどうなっているのかといったようなことでございますが、相変わらず原子力につきましては20から22と。ただ、特徴的に自分がとらえたのはですね、例えば施設の寿命は40年で、特例的に一度だけの20年間の延長を認めるというようなことで施設数からずうっと逆算していきますと、この20から22というパーセンテージは到底クリアできるものではないと思っております。今後またしっかりと注視をしていかなければ、また同様の延長の問題が出てくるのではないかと思っております。

それからもう一つは、現在、原発が停止したことによって、主に火力発電所、いわゆる石油、石炭、それからLNG。こちらの輸入で相当の国富が海外に流れているわけですが、再稼働によってそれが4兆円取り戻されると試算がされております。そしてこの4兆円を原資に、再生エネルギー、こちらの技術確立あるいは買い取り制度のその原資に持っていくということになっておりまして。経済産業省が考えるベストミックスは、原子力を再稼働したことと再生エネルギーの買取制度、これがセットになっているというような、これまでと比べますと少し新しい視点を持ったことになっているのではないかと思います。

いったんはそういうことで再稼働を認めなければならない状況も出てくるかも分かりませんというのは申し上げましたが、大事なのはそこから先だと思っております。国がしっかりと脱原発の方向を示して、それまでにしっかりと投資を行っていく。いわゆる日本版のしっかりとしたグリーン・ニューディールを興していくといったような、強い姿勢を政府には求めたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

もう1点お聞きしますが。

まあ、今回は安全であるという国の委員会の決定で動いておるわけですけど。これが、今言う南海大震災とかで不安定な状況に至ったときに、黒潮町は何十キロか離れておりますけれど、我々の住民にもたらすような影響が出たときの補償問題。補償といえますか、住民の安全問題といえますか。そういうことを今後ですね、県や国へどのように対応して問い掛けていくのか。

そのあたりをちょっとお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

具体的なメニューが出てくるのがもう少し時間がかかろうかと思っております。

今後、先ほど申し上げましたように地元の同意ということで、現地の伊方町でありますとか、あるいは愛媛県知事の判断があろうかと思っております。これまでの知事等々の言動を拝見しておりますと、やっぱりしっかりとした避難行動計画がまだまだ必要ではないか、そのための施設整備が必要ではないかというようなことがいわれてございます。

当町にとりしては、地域防災計画の中でしっかりとこの原子力災害についての規定をし、そして、さまざま情報が降ってきた段階で県と整合性を取りながら、この災害対応のブレークダウンを行っていくと。こういった作業が必要になってこようかと思っておりますが、現在のところで具体的なメニュー有しているわけではございません。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

町として、国とか県とかと対応する場合には、この放射能の関係とかそういう問題が町民に及ぶというような状況のときに、事前にですね、早めに進言をしていただきたいと、こういう気持ちでおりますのでよろしくをお願いします。

次、いきます。3 番、漁業対策について。

漁業対策の一環として漁港の静穏度をどのように解決していくのか。毎年の台風時における船舶の安全管理対策として町はどのように考えていくのか、今後の町の施策や考えを聞きますということです。

まず第 1 問目ですが、過去の静穏対策はどのようなことをしたか。また、今後の対策はどうするのかということでございます。

私どものこの港は、私みたいな素人が感じるよりは、漁師の現場で働かれる、それから船を守っておられる方が一番認識が深いとこでございますが、過去 50 年も 60 年も、私どもが小さいときからもういまだに、まあいろんな施策はやりながらも、港の静穏度、台風ごとに、それから潮が高いときに綱を引っ張り、みんなが大変な思いをされて船を守っている状況がございます。

そういう状況の中で、何十年もまともなことが、ある意味ではできてなかったかということでございますが。まあいろんな県の考え方、国の考え方とか法的な部分もあるかも分かりませんが、今までになされたその静穏対策。これをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

通告書に基づき、山崎議員の 3、漁業対策についての、漁業対策の一環として漁港の静穏度をどのように解決していくのか。毎年の台風時における船舶の安全管理対策として町はどのように考えていくのか、今後の町の施策や考え方を聞きますのカッコ 1、過去の静穏度対策はどのようなことをしたか。また、今後の対策はどうするのかについてお答えします。

議員が申されます漁港につきましては、佐賀漁港というふうに解釈してよろしいでしょうか。

佐賀漁港の静穏度対策としましては、議員もご存じのように、高知県管理漁港としてかなり以前から、港外の防波堤、突堤、ならびに消波ブロックの設置を、高知県の実施事業として整備を行っています。

具体的には、カツオ産業発展効果に向けた新外港の整備、横浜漁港の整備、そして、議員が申されます佐賀内港の静穏度向上に向けた整備。これを行ってきています。

高知県が平成24年度に水産整備基盤事業設計委託業務の中で、現地調査と並行しまして静穏度検討業務を行っています。平成25年度には、その調査結果に基づきまして、静穏度向上が見込める護岸前面への消波工設置工事に着手をしています。漁船に航行に支障がない区間の整備を行っているところです。

今後の対策につきましては、現在の整備効果ならびに現時点での波浪状況の検証を継続しながら、また漁協の協力をながら、台風時の動画、写真撮影等による現地の状況確認を行いながら、さらなる整備を管理者であります高知県へ要望していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

その静穏対策、まあいろいろとされた経過もあると思いますが、現実的に静穏度が良くなっておれば、漁業者からもそんな心配事も出てこないと思うわけですけど、ずうっとあれこれやりながらも、いまだにその静穏度の要望があるということですので。

現実的に町が考えて、静穏度はどこをどうつづけば良くなるのかということが分かっておるがででしょうか。それから、経済的なこともありますので、どれぐらい投資しないと。いいことは分かっているけど、どれぐらい投資しないと分らんというようなことになっているのか。

ちょっと2番の問題にももう入る可能性もありますけれど、どこの場所へ防波堤とか防潮堤を築けば一番効果が上がるということが分かっておれば、それも聞かせてもらいたいし。

それから、どれぐらいの規模のものでどれぐらいの金が要するというようなこともあれば、それもお聞かせいただきたい。

それと、現実にはそういう大きな金とか大きなものを造らないかん場合にあっては、一度やって失敗だったというわけにはいきませんので、検討をかなりせないかん。その検討をするのに、先ほど言われたような動画というような話もあったかも分かりませんが、まずはシミュレーションでも作って、町民、漁民の前で、こういう流れに変化しますよと。こういう波はここで打ち殺せますよというようなものをですね、ぜひ作成して、その上でいろいろ協議されてはどうかと思いますが。

まず、町が今までの経過を見て、ここへ防波堤を築いたら静穏性が一番良くなるというようなことがあればお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

議員の、どこにするかということになりますが。通告書にありますカッコ2、どの場所に防波堤を造るのが最適か、県にシミュレーションを依頼、作成させ、漁業者と対策協議が必要ではないかということに関連すると思いますので、併せて答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように、佐賀漁港、港湾、海岸、河川はすべて県管理になってます。そのため、町がどこに造るか、そこはいいのかということは、判断はできかねます。

また、議員の後ほどのご質問にも関連してきますが、佐賀漁港内の静穏度対策。これは、地震津波に対する防災対策事業では、事業費の整備水準が大幅に異なってきます。現時点での津波対策整備、この全般につきまして答弁をさせていただくようになります。

佐賀地区における防災・減災対策としての整備計画は、本年度、高知県港湾海岸課より、佐賀地区全体の津波対策におけるシミュレート値を提示してもらっています。引き続き、本年度に漁港、港湾、海岸、河川の防護施設の高さ、そして構造。構造は、離岸堤が不灯火堤であるか灯火堤か。そういうふうなことも含めまして、それを比較しながらシミュレートを行っていきます。今年度、再度シミュレーションを行いますので、黒潮町からは複数例の提案を依頼しながらやっていきたいと考えています。

今後は、提出されました数値を基に、先ほど言いました4つの施設の各整備計画の個所やボリュームを検討し、漁業関係者はもとより漁港背後地域の住民の方々の方々の要望を踏まえながら、事業の進ちょくを図っていくこととなります。

なお、漁港整備につきましては、県の事業計画ならびに工事発注後の業者からの説明。このときには、漁協、漁協の地区議員さん、併せて黒潮町も同席して、事業の内容を把握しています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今のお話の中で、県管理だから町は言えないというような答弁もあったと思いますが、漁民は、県民でもある町民でもあるわけですので、町が現場で一番先に漁民との間で感じることであると思いますし。町が感じたことは県にも通じて、県と対応して、今言うそのシミュレーションを作成したり。県の持ち分も併せて聞いて、で、どこがええかねというようなことをやっぱり発案していただいてですね、漁民に届けていただくということが大事かと思います。

先般、公園のどこから皆さんお集まり、県の課長さんらもおいでで、漁民の何名かもおいでで、ここら辺りに防波堤、防潮堤があったら波も静かになるんじゃないかというようなお話も伺いましたが。やっぱりそういう、町も飛び越え、県も飛び越え、もしくは国までいくかも分かりませんが、本当に静穏性を高めるには、漁港であれ港湾であれ、その線引きも取り払うてやれるようなことにしないと。現場というものは港があって、そこが港湾区域じゃいうて線引きされていても、どちらかを蓋をせないかん、波を殺さないかんというような状況があれば、飛び越えた話ができるような状況にならんと、これはいつまでたっても物事が解決せんと思いますので。ぜひですね、その県とも連携を取って。

それから、港湾課とか漁港課とかというような区別じゃなしに、それがいかんときには知事とか部長に来てもらうてそんなことを考えんと。漁港のためにちゃんとやってくれよというような意気込みを見せて取り込まないといけないのではないかと、私は考えますが。

そこらあたりのその関係プレーは、課長らはどのように思っていますか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、佐賀漁港につきましては地震津波対策と。これを併せた検討は必要と答弁をさせていただいております。

で、漁港であれば、先ほど申しました、例えば沖防波堤。これが透過堤で静穏度が上がると考えますが、地震津波対策を考えると、全く透過堤では役に立たない。不透過堤に変更しなくてはならない。そういうふうなことがありますので、町が、直接ここがいいというものはなかなか提案はできないということでもあります。

また、町独自ではないですが、先ほどの答弁にもありましたように、漁協で県の事業計画。そのときに漁協所長、そして地区別委員、その中に自分たちも参加させてもらってます。その中では意見を述べさせてもらっています。

なお、その施設。県の、例えば知事までとかそういう話ですが。これにつきましては以前から要望して、その中で港湾海岸課が主体的にやると。そういうことになっておりますので、そこの方をご理解お願いします。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私どもは具体的に、どんな事業があって、どこどこがタイアップせないかんとか、それからどれぐらいの事業量が要るとか、設備投資がどうかというようなことまでは分かりません。

分かりませんが、やはり静穏性を効果的に上げるといことはどういう方策があるということ、その漁民の方にやっぱり一生懸命知らせて、漁民の意見も聞いて。過去の長い歴史の中で、今まだこういう状況でございますので、そこのそしたら一番懸念される、引っ掛かってくる問題は何か。法的な規制があって駄目なのか。そこらあたりまでいかんと、なかなか難しいのではないかとこのように考えますが。

できたらやっぱり、漁民の願いは、港港でどんなしげが来ても、安心して船が守れると。それから、毎回毎回、しげのたんびに港へ行って心配せないかんと。こういうものを取り除いていく方策を考えるが、我々行政の在り方であろうと思いますので。ぜひ、尾崎課長も知恵を絞って、その県ともよく話し合いをされて。

それから、今言うシミュレーションの問題なんかも、ある一定の事業費が出せれば、もしくは県が負担していただければ、こういうシミュレーションができますよと。で、やってみますかというふうな話をされて、より良い方向へ持って行っていただきたいと思いますが。

そういう努力をひとつお聞かせいただけますか。気持ちを。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の再質問にお答えします。

黒潮町としての考えを、まず努力ということですが。これにつきましては、繰り返しになりますが、町だけの考えではなくて漁協、漁業者の意見。これを最優先して提案しないといけないと考えています。その三者で話し合いながらその話をまとめて、県に要望していきたいと思っています。

また、先ほどの答弁にもありましたように、今年度もシミュレーションを行うようになっていきます。そのシミュレーションにつきましては、先ほど申しましたように提案依頼。そういうことは考えておりますので、そちらの方でやっていく考えです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それから3番目に移りますけれど。

この静穏性については、今言う、長期に達成するものか、短期に手を打つものか。こういう観点からも考えていけないと思いますので。漁業環境の好転を目指すために、短期的にはこういう手を打っていく、長期的にはこういう手を打っていくということが大事だと思いますが。

行政の方で考えておる長期的な考え方、それから短期的な考え方、それから財源ですね。100万程度ののがを10年続けていくとか、1億円のがを3年続けるとか、そういういろんな財源の関係もあります。

これは、財源といえば県立漁協の方もですね、そんなにお金は持ってないと思うわけですけど、地元負担の考え方もですね、これからは時代とともに考えていかないかんことじゃろうと思います。

地元負担が今どのような状況なのか、ちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の通告書に基づく、カッコ3、長期に達成するものか、短期に手を打つものかを明確にし、漁業環境の好転を目指すべきではについてお答えします。

議員、先ほどのカッコ2の質問でも答弁させていただきましたが、佐賀漁港の整備につきましては、佐賀地区の防災・減災対策、津波対策を加味した施設の整備計画が前提にあります。

ご質問の件ですが、先ほども申しましたが、今年度シミュレーションを行います。そこで提示されますシミュレート値を基に、各施設の整備計画ならびに個所、ボリュームの検討が県の方でされてくると思います。その中で、年次計画があらためて提示をされるようになります。

漁業関係者が望まれています、港を安全に使用できる環境整備、このことを前提に私たちは考えていますが、繰り返しになりますが、漁港背後地域の住民の方々の津波対策、この要望も踏まえながら、漁港、港湾、海岸、河川と、この防護施設の整備計画を基に事業の進ちょくを図っていくことになります。

なお、財源計画、こちらにつきましては5番目の質問になってきますが、どうします。

（山崎議員から「今のが負担率。負担金」との発言あり）

はい。

私どもの海洋森林課で関与してますのが漁港施設となってきます。佐賀漁港につきましては、第1種漁港であります。

第1種漁港では、事業費の2パーセント。こちらが漁協の負担金と、そういうことになってきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

その長期でやろうとしていることと、短期でやろうとしていることの区分けは、分かっておれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の再質問にお答えします。

先ほどの繰り返しの答弁になりますが、本年度シミュレーションを行います。その中で、先ほど繰り返しに

なりますが、漁港、港湾、海岸、河川。この4つの施設の高さ、構造等が、初めてそこで具体化になってきます。

そこで、県の方の予算、県が国の補助を使うのか、県単独でやるのか。それに合わせて、予算配分がまた決まってくると思います。そのため、長期、短期という部分は、現段階ではそのシミュレーションができていないので、すいませんがお答えをできかねるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私の認識が悪いのだと思いますけれど、そのシミュレーションやって、それから決めるということのようですよけれど。

静穏度を高めるために、今、確実な方向で、この場所をやっていこうというためのシミュレーションの計画を言ってるのだと思いますけれど。今までの、町のこの静穏度に対する考え方で、長期的にこことここをやっていこうとしよったと。それから、短期的にはこことここをやっていこうとしますというようなのがあれば教えてくださいという意味合いで言ったがです。

分かれば。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の再質問にお答えします。

私の受け止め方が少し間違っていましたので、失礼します。

まず短期的にはですね、先ほど2の答弁でも申しましたように、航路の中での静穏度対策。そこに、中空ブロックを配置して静穏度を高める。

長期的な部分につきましては、あくまでもこれは漁港の静穏度ということになりますが。現在の鹿島、その付近に防波堤を延伸させる。または、新たに造るか。そういうふうな考えになってきますが。

それを、漁港の静穏度対策としては考えてきていました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

そういった中期、長期の計画の中で、今回、今年シミュレーションを取って、漁協とか関係者と話し合いしながら、またもんでいくという考え方ですね。

4番に移りますが。

漁業振興策は漁業者の生存問題として、町が主体的に働き掛け、取り組むべきではというものですが。

これもまあ1点は、漁業者のためになるというものはすべて行政の方から手を掛けて、それから漁業者と協議してやっていったらええという考えの下に向いております。

この漁業の環境といいますが、漁業の振興に対する環境問題といいますが、そういうものはすべてが漁業者の生存問題に絡んでおりますので、できるだけ多くの情報なり、それから、やろうとしていること、取り組むべき課題。こういうものを踏まえてですね、漁業者と連携を取ってやるべきじゃと思いますが。

町は、漁業者から言ってくればやりましょうとか、漁協から言ってくればやりましょうとか、そういう視点のものなのか。いや、常に一体としてやっておりますというものなのか。

少しそこらあたりをお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の通告書に基づき、漁業振興策は漁業者の生存問題として、町が主体的に働き掛け、取り組むべきではないかについてお答えします。

漁業振興につきましては、各所からの要望だけではなくて、昨日の中島議員の質問でもありましたように協議会をつくっています。その中で、黒潮町からも、現場へ浜回りをしたときに漁業者から聞いた内容、そういう話もちょうから持ち掛けているところです。

そういうふうに、黒潮町、漁協、またそして土佐清水漁業指導所、こちらも浜回りをしています。こちらから聞いた意見も踏まえ、その意見を集約しながらやっています。すべて漁協から要望がないとやらないと、そういう考えではありません。

ただ、行政としましては、漁業経営、近年の燃油の高止まり、漁業燃油が漁業経営の一番ウエートを占めていると考えています。そのことによりまして、特に沿岸漁業者のうち高齢漁業者、この方たちが出漁を控えていると。そのことにつながっていると思います。

このように漁業活動が低迷している状況でありますので、行政としましては、国や県への漁業振興の政策提言ならびに要望活動を行っています。

国につきましては、黒潮町の基幹産業でありますカツオ一本釣り漁業の存続と発展を図るため、中西部太平洋域における巻き網漁業への規制ならびに集魚装置の全面禁止など、10個ある資源管理の構築を図るよう政策提言をしているところです。

また、高知県につきましては、先の6月5日に行われました県議会商工農林水産委員会の県の出先機関の視察調査時に合わせまして、3点要望をしているところです。

1点目が、カツオをはじめ水産資源の保護について、国際社会への提言。

2点目、佐賀漁港で取り組んでいるカツオ活餌事業の確立。

3点目、沿岸漁業者の漁業活動を支援すべく、沿岸域への沈設型魚礁の設置等を要望しているところです。

なお、中島議員ならびに先の澳本議員の後継者対策にも併せて答弁をさせていただきましたように、漁協と漁業者の意見を合わせた要望を基にした中層簡易型魚礁、また、モイカ産卵所等の設置も併せて行いまして、また、ヒラメやイサキ、ハマグリの子苗放流。そして、新しい漁場の整備、沿岸漁業の拡充、また、操業機器類の整備、これに伴う補助制度。こういうふうなものも、高知県漁協と連絡を取りながら漁業振興に取り組んでいるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

事業的にはいろいろと前向きに取り組んでいただいております。

小さいことになりまして、漁業の振興というようなことで細かいことですが。例えば、鈴の大敷がございまして、その大敷網の修繕等々をする場所が、旧道の鈴の、おさかな街道じゃない方の旧道の大カーブの辺り

で、この夏場なんかに行われるようでございますが。その場所はなぜか残土が盛られておって、実際網を、作業をするのに困るというような状況があるようです。残土なんかは多分、大雨が降ってこけた土とか、そういうものを集めているのではないかと推測しますけれど、やっぱりある一定期間、そこへはもう置かないというようなことも鈴の漁民の方と話し合われてですね、大敷の方とも話し合われてやられたらどうかなという気が致します。

それから、佐賀の振興の方のその水揚げで、最近漁民も、この盛漁期になるとたくさん水揚げに入ってくるわけですけど。船から港へそういう荷物、漁を揚げるときにですね、専門用語が私分かりませんけれど、クレーンというものですか。こうつり上げて、港へ揚げられるような状況のものが足りないのではないかなという意見も聞いております。

そういうとこなんかもこういう事業を、何点と何点と何点だけを漁協とか漁民と話し合われる。プラス、その他の問題点、課題点もですね、ぜひ吸い上げてやっていただきたいわけですけど。

今言うその2点なんかについては、例えば今後、注意して考えていただけるか。

答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは山崎議員の、鈴地区の残土処理場の件についてお答え致します。

あの路線につきましては非常に落石と崩土が多い個所で、雨が降りますと大きな石、あるいは崩土等がたびたび起こっております。昨日も見回りをしますと、非常に大きな石が落ちてきて、非常に危ない状態であります。ですから、見回りしたときにすぐに、その近くにある、あれ町有地で道路敷でございますので、そこに一時的に置いておるといところでございます。

確かにあの場所はですね、大敷網が昔から網を干したりする場所と伺っております。今後はそこらへん、大敷の方からも電話がありました。これ以上、崩土も置かないよにということで。町としては、これ以上置かないように整地をして、お返ししたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

山崎議員の再質問の2点目の、水揚げ施設、水揚げ機器の設置についてですが、水揚げ用施設、ウインチまたはホイストということになってくると思います。

本年4月より、興津漁港から、市場の閉鎖に伴いシイラが佐賀漁港へ水揚げされています。そのため、市場職員の業務が本当に昼前から増えて、お弁当を立ちながら食べて仕事をしていると。そういう状況も日々続いている状況です。

このときに、漁業者、そして漁協職員からも、今、議員が言われますホイスト。それについて要望があるところですが、先ほど言いましたカツオ船。佐賀漁港につきましてはカツオ船の入港対策も行っております。カツオ船は主19トン型になってきますが、それなりにデッキも高くなっておりますので、エプロンより前に飛び出た部分がありますとデッキに当たると。そういうふうなこともありますので、その中で、ウインチがいいのかホイストがいいのか。そういうようなものを考えて対応すべきとは考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっと耳が、聞き取りにくいときがありましたので。

建設課長の方は、その土はのけて、網ができるようにするという考えでよろしいですか。

（建設課長から何事か発言あり）

かまんです。

（建設課長から「はい」との発言あり）

それから今言う、そのホイストですか。それも、今後検討していくということにかまんですかね。

その他ですね、私が漁業の関係で目に付く所が、先ほど澳本議員も言われましたけれど、旧横浜漁港の作業場。もう何年なるでしょうかね、2、30 年超えちゅうがじゃないろうかと思えますけど。それなんかの耐震制度なんか妙に気になるわけですけど。

これらの改築といいますか、そういうようなことは考えておられるのかどうか、ひとつお聞きしたいのですが。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

黒潮町有の水産施設に、議員が申されました施設はなってきます。

澳本議員の答弁でもさせていただきましたが、耐震診断、これを今後継続して対応しながら、優先順位を考えていきたいと考えています。

その中で、漁協と相談しながら。まあ漁協の財政負担がどうしても必要になってきますので、漁協の財政再建計画。本所の。そちらと併せながら、本所、そして各支所、黒潮町。その三者で相談しながら、事業を対応していきたいと考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ、いろんなところで大筋でやっていることと、細やかに、その漁民が困ってるような観点は、常に注意をさせていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

5 番に移ります。

震災対策として事業化はできないかという問題ですが。

先ほど言いました負担率のこともありますけれど、この静穏度のもっと大きな風呂敷で考えたら、港を全部ふさいでもうたら中がプール状になって、当然、静穏が良くなるわけですけど。漁民が毎日毎日船を出していけないかんときに、ルートもありますし、なるべく短距離で走らないかんときもありますし。そういうときに、この大きな事業が必要ではないかと思えますので、震災対策でその防波堤、防潮堤というようなものがあればですね、この際、佐賀の港の静穏性を良くするために、もう震災対策の費用を使ってでもやれるというようなものがあるかないか。そこをお聞きしたいし。

それから、どうしても漁協の負担というものがありますので、今までの国で決められた問題、それから県で決められた問題、町の問題もありますけれど。その負担率の観点を、こういう時代が変わっていく中で。漁協

も力が強いときであればいいわけですけど、だんだんと弱くなっていくようなときには、それなりに負担率も下げてでもやろうというような考えはできないものかどうか、お聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

通告書に基づき、山崎議員のカッコ 5、震災対策としての事業化はできないか。予算や負担率等の再検討を踏まえ、大胆な考えはできないかについてお答えします。

先ほどの議員のカッコ 2、カッコ 3 のご質問の回答と重複するようになってきますが、最終的には、防災・減災対策としての漁港、港湾、海岸、河川の事業化を行っていくようになってきます。

繰り返しますが、あくまでも施設の管理者が高知県のため、現在、高知県港湾海岸課で震災対策のシミュレーションを進めているところですが、そのワーキングチーム。その中で複数の事業が展開されてくるようになってくると思います。

この整備水準については、黒潮町も漁協と話しながら取りまとめていきたいと思いますが、ただ、その整備の中に当たっては、佐賀漁港と佐賀港湾の間に伊与木川が流入しています。先ほど言いました漁港の静穏度を考えた場合、沖防波堤の整備を考えるようになりますが、その整備の仕方によっては伊与木川の流れをどちらに流すか、そこが考えるということになってきます。

また、地震津波対策としたときに、沖防波堤を不透過で整備したときに、それが現在の延長でいいのか、また延伸をするかによって、議員が先ほど申されました西側航路にどのように影響してくるか。小型船であれば小回りが利きますが、19 トン、大型船が入ってくるときには小回りが利かなくて危険になると。そういうふうなことも加味して考えなくてはいけないと思います。

そのようなことがありますので、漁協と情報の共有を図りながら、また、漁業者が使い勝手のいい港、それを考えていくべきと考えています。

なお、予算、負担率につきましては、今後の、これから一定の整理内容が、先ほど言いました内容で説明ができるようになると思います。その中で、漁港利用者であります県漁協佐賀統括支所で協議、調整して図っていききたいと思います。現在、佐賀漁港の中で行っています新港のエプロンにつきましては耐震岸壁と。将来、地震津波で被災したときに、この幡多地区。四万十市と併せた幡多地区の物資。海からの海洋物資を陸揚げの拠点漁港、そういうことで整備をしています。

こういうふうな公共性の高い施設につきましては、漁協負担金を頂かないと。そういうふうなことも併せて対応していつてますので、このシミュレーションを基に整備される内容がどのようにどのようになるか。そこが分かった段階で、また関係漁協と協議をしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

一つの問題を考えるときには、財政の問題から法律の問題から、それから、すべてが良くなるという観点だけではいけませんし、漁民の皆さまにも、こらえるところはこらえていただかないというときもあるかも分かりません。

ただ、今、課長の言われたように、常にその漁協の関係者の皆さんと相談しながら、前向きに、ぜひ対応していただきたいと思います。

つたない質問でございましたけれど、これで終わります。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 04分